

第19回 桑名市就学前施設再編検討委員会会議録

- 1 日 時 平成24年 7月23日(月) 午後2時30分から
- 2 場 所 桑名市役所 5階 中会議室
- 3 出席委員 学識経験者2名、自治会関係者2名、民生委員児童委員1名
私立幼稚園2名、私立保育園2名
公立幼稚園2名、公立保育所1名、公立小学校1名
保健福祉部長、教育部長
- 4 欠席者 私立保育園1名
- 5 出席職員 教育総務課長、学校教育課長、指導課長、同和教育課長
社会福祉事務所長、子ども家庭課長、同主幹
学校・園再編推進室長、同主幹、同主査、同指導主事
- 6 議 事
(1) 答申文案の検討について
- 7 傍聴人 8名

(教育総務課長)

皆様、こんにちは。お忙しい中連日お集まりいただき誠にありがとうございます。
ただ今から第19回桑名市就学前施設再編検討委員会を開催させていただきます。

本日委員ですが、急なご事情で欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。

さて、本日の議論で使わせていただきます資料は、前回の委員会を受けて、委員長修正と右肩にございます答申(案)でございます。本日机上に置かせていただいております。すでにメールで送らせていただいたものと同じものがございますのでよろしく願いいたします。

また、類似団体の状況ということで、確認をし、修正をいたしましたものを資料39として番号を附したのも用意させていただいております。

そして、5人の委員より追加いただきました修正案とそれを一覧にしたものを置かせていただいております。

答申の資料編の4点でございます。よろしかったでしょうか。

なお、前回第18回の議事録でございますが、修正のお返事を27日までをお願いしたいと思っておりますので、その点もよろしくお願いいたします。

それでは、委員長さんよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは第19回の就学前施設再編検討委員会を始めたいと思います。

今日は、最後の委員会ということにしたいと思います。答申案の案の字がとれるように、ご協力をお願いしたいと思います。

会議の時間ではありますが、前は少し延長もありうるというふうにも申し上げておりましたが、最初から延長を前提とすると辛いものがありますから、2時間で終わればということ前提として、進めさせていただきたいと思っております。

検討に入る前に、前回ございました、類似団体の資料の件、確認は出来ましたでしょうか。

(再編推進室主幹)

前回、委員さんよりご指摘がありました件ですが、確認をさせていただきましたところ、ご指摘どおりのところもありましたので、修正をさせていただいて、資料39ということで、資料ナンバーを附して本日お出しいたしました。その追加点ですが8番、愛知県小牧市ですが就園奨励費対象外の保護者に1人年12,000円の補助がありました。

それから栃木県佐野市の上の段ですが、就園奨励費対象外の世帯で1人目のみということで、課税額がこのような場合、年12,000円、年10,000円というものがございましたので、これも追加させていただきました。

それから、14番の東京都青梅市ですが、これは前回とは変わっておりませんが、ちょっと表示の仕方がまづかったものですから、誤解を招くということで、保育料補助ということで、生活保護世帯、非課税世帯については、136,800円ですが、いろいろな課税額の段階で、それぞれ金額が決まっております、1番低額でも46,800円は所得制限なしで支給がされている。そういう少しわかりやすく書かせていただきました。

それから最後に17番、静岡県富士宮市は、こちらは確認いたしましたが、特にないというふうにご返事をいただきましたので、このように修正をさせていただきます。

それと、もう1点、国の就園奨励費の表というのは、市の財政状況に合わせて、作り変えて運用することができるというようなことがわかってきましたので、1番上の私立幼稚園保護者に対する保育料補助の下に誤解のないように、以下の就園奨

励費というその文言は国庫補助限度額を指す、そこを1点つけくわえさせていただきました。以上でございます。すみませんでした。

(委員長)

資料39についてはこれでよろしいでしょうか。それではこれは正式な資料の資料39ということで、ネットでも公開させていただきたいと思います。

早速、答申案文の検討に入りたいと思います。金曜日以降にいただきました修正案については、委員長修正にはまだ反映いたしておりません。今日の議論の中で、ご意見としていただけたらと思いますし、かつ、出来るだけ具体的な表現上の言いまわしとして、ご提案いただければと思います。

今日の進め方ですけれども、前回積み残しておりました、今日の資料、18回検討委員会の議論を受けての委員長修正のこの右肩に赤字の3ページの通園方法について、ここから具体的な検討をさせていただきまして、そして、最後までやりたいと思っています。最後まで文案の検討が終わったら、その時点でもう1回はじめにの部分をご覧いただき、できれば、時間の関係もございませぬけれども、1回全部を通読していただいて、確定というところまで持っていければと考えております。

では、早速文案の検討で前回の合意が得られていないところと言いますと、3ページの通園方法についてであります。前回の議論を受けまして、修正文の説明を事務局お願いできますでしょうか。

(再編推進室指導主事)

(4) 通園方法についてでございます。再編後の通園方法については、原則保護者送迎とする。なお、長島地区については、通園方法について検討する必要がある。ということでどうかということでございます。前段の再編後の通園方法について原則保護者送迎とする、のなお以降は、長島地区と限定しないと、他の地区でも送迎の検討をするということになるというご意見、また、一方でバスという文言は入れるべきではないというご意見もございましたので、なお書きの後ろのとおり、なお長島地区については、通園方法について検討する必要があるという文言で、長島については様々な通園方法を検討する必要があるという形で修正してはどうかということでございます。以上でございます。

(委員長)

はい、通園方法の部分についての表現であります。この点についてはいかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

結論から言うところいう表現にせざるを得ないのかなと思いますけれども、くれぐれもバスが前提にならないようにしていただきたいと思います。

(委員長)

よろしいでしょうか。3ページのところについては以上ということにさせていただきます。

次に4ページ幼保一元化についてでありますけれども、前回この文についても、いろいろとご意見をいただきました。文案の確定というところまではいっておりませんでしたので、今回は前回みなさんからいただいたご意見を加味して修正した文案を出させていただきます。見え消しの形で修正をいたしております。事務局の方で見え消しの部分を除いて、読み上げをお願いします。

(再編推進室指導主事)

2 幼保一元化の取り組みについて 文案の方読み上げさせていただきますよろしいでしょうか。

19年答申では、「多様な形態の就学前施設を用意し、幅広い選択肢の中からそれぞれの家庭が選択できるような環境づくりを進めていく」と示されており、幼保一元化施設もその選択肢の一つとしてあげられている。

これを受けて、市では幼稚園と保育所の互いのよさを活かした保育のあり方を求め、幼保交流保育や合同研修等を実施してきた。

本検討委員会の中では、「幼保一元化を図ることにより、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保つとともに、家庭の状況にかかわらず、同一施設で同様の保育の提供が可能となる。」また、「施設の共用化を図ることにより、効率的な運営につなげることができる。」といった積極的な意見もある一方で、「幼保一元化が計画実施されると私立保育園の運営危機となりかねない」また「国の動向もめまぐるしく変化している」という意見もあった。

こうしたことから、幼保一元化に関する国の動向については十分注視しながら、慎重に検討することが必要である。

なお、追加分としていただいたご意見といたしまして、今日お配りしましたご意見一覧の方でございますが、前回委員もおっしゃっていただいておりますけれども、幼保一体化について、一定の方向を出すことは適切でないというご意見、委員の方からは、慎重に検討することが必要であり、現時点においては、必要ないというような意見のほうをいただいております。以上よろしく申し上げます。

(委員長)

幼保一元化の取り組みについての答申文案であります、いかがでしょうか。

(委員)

前回は発言をさせていただきましたけれども、幼保一元化については、保育士と幼稚園教諭の待遇格差、それから連携の難しさの話があったと思います。また、事務手続きも公立の場合、私よくわからないところがありますけれども、おそらく煩雑になってくるだろうと思います。この文章を見る限りいろいろな事を慎重に検討しなければいけないけれども、やってきますよというふうに文章ではとれるんですが、そういったマイナス面も指摘されていますので、何度も繰り返しますが、一定の方向性を出すようなことは、この答申では避けるべきだというふうに考えています。

(委員長)

この文章だと一定の方向性という形で明確には出していないというふうには私は見ているんですけれども。慎重に検討しなければいけないねということだけしか言っていないというふうになるんだろうと思うんですけれども。どうでしょう。

(委員)

委員長がそういう理解であれば、この委員会の理解ということで、それであれば私は結構です。先ほどの問題点については、どこかに入れていただきたいと思いません。

(委員)

その意見の中に入ってなくて、違う話になるかもわかりませんが、上から4段目で、これを受けて市ではと、幼稚園と保育所のお互いのよさを活かした保育のあり方を求め、幼保交流保育や合同研修等実施してきたと、ちょっとこの文面読むと、市ではなので我々も含めてという意味合いの理解の言葉にとれるんですかね。

(委員長)

これは、基本的には、主語としては、市はだから市役所はという意味でしょ。

(委員)

というと保育園は単純に言って、委託業務の域ですよ。

(委員長)

はい。委託されているから。

(委員)

という理解であれば、ちょっとごっちゃにならへんのかなと。我々もこの研修会に入っているのかと言われると入ってませんよね。取りようによっては、桑名市全体が、私立も含めてやっていたというふうにとれる文章なのかなと。文面だけで。実際は、我々はないと思っているんですけど。

(委員長)

今の現状としては。

(再編推進室主幹)

そうですね。おっしゃったとおり、幼保交流研修ですとか、それから合同研修については、それについては、公立の幼稚園と公立の保育所で進めてきたという色合いが強いかと思います。幼稚園と保育所の互いのよさを活かした保育のあり方というあたりは、市の乳幼児教育というんですか、私立の幼稚園の先生も保育園の先生も入ったところがありますので、そこで基本的にはやっているかなというところで。ちょっと、二本立てのような、そんな形になっているのかなというふうに思います。

(委員長)

そうしますと、具体的により正確に書くとすると、これを受けて、市立幼稚園と市立保育所はという書き方になるということですか。市立の幼稚園と市立の保育所という書き方であれば正確だということですか。

(再編推進室主幹)

厳密に言えば、市では幼稚園と保育所の互いの良さをいかした保育のあり方を求めて研修等おこなってきたというものがひとつと、その中で公立の幼稚園と保育所については、交流保育ですとか合同研修ですとか、そういったことをしてきたという形になるんでしょうか。

(委員長)

なるほど。

(委員)

すみません。こういうところが、やはり今言った公立の先生方は研修時間がたっぷりある、我々はたっぷりがないというところの象徴ではないかなと。回答自身がそうだなというふうに理解させていただきます。なのでやっぱりはっきりと、こういうことやってみえるのは、公立さんがやってみえる非常にいいことだと思いますけれども、我々どこかひとつ蚊帳の外に置かれて、幼保一元化の話がこういうふう

に出るのではないかなというふうに理解させていただきます。

(委員長)

という話ではありますが、ここどうなんだろ、文言としては。2つの意味合いがあるということですか。

(再編推進室主幹)

少し、お時間をいただいてもよろしいですか。申し訳ありません。

(委員長)

では、後ほど文案については正確に。

(委員)

19年の答申を受けて、公立としてこうやってきたということですので、それでいいんじゃないかと思うんですが。

(委員長)

公立幼稚園と公立保育所ではという言い方はいい。

(委員)

はい。これを受けて、今説明があったように19年度の答申を受けてやってきたことの説明なので、それでいいかと思いますが。

(委員長)

もとの文章でいいということですか。

(委員)

はい。

(委員長)

市ではというのも。

(委員)

もし、市では、今おっしゃったように言われたら公立幼稚園と保育所という表現。後はいいかと思うんですが。

(委員長)

これを受けて、公立幼稚園と公立保育所の、とそういう言い方でいいかなということですか。事務局はそれで内容的には正確性は担保出来ています。これを受けて公立幼稚園と公立保育所のという言い方です。

(委員)

若干違うような僕はニュアンスは受けていますけれども。幼保一元化の施設にしろ、幼保の交流保育、確かに公立さんやってみえたと思うんですけれども、やはりその中で委託を受けている私立の保育園側とすれば、委託という部分というのは、消さざるを得るところがあると僕は思っています。本来であれば、事実はそのなかもわからないけれども、単純にいうとそういう別の研修というのは確かにないこともないです。

だけども我々は、幼保に関してのこういう研修会というのは、基本的に参加しているわけではないですし、ただ、研修と名のつくものに関しては確かにないこともない。先ほど事務局側が時間を下さいというところは、確かにその部分があるのかなというふうに理解してちょっととめたんですけれども。

(教育部長)

今お話がありましたけれども、私も公立幼稚園と公立の保育所ではというふうに、限定したほうがいいように思います。今、事務局の方でおっしゃった分はおそらく乳幼児の研修会の話だと思いますので。それはちょっと、幼保一元化が目的なものではないというふうに考えますので、やっぱり線引きをしたほうがいいんじゃないかなと考えますがいかがでしょうか。

(委員)

おそらく今、乳幼児協議会を頭において事務局は返答なさったと思うんですね。それが、幼保の交流の場であったかどうかということの定義にあたるかどうかだと思います。幼稚園も幼保交流というべきか、私達の保育もみなさんに公開をしたことがあります。乳幼児協議会におきまして。それで、幼保、公立、私立問わずみなさん来ていただいて見ていただいたという経緯が実はあるんですけれども、ひとつそこで課題になるのは、その後も確かに研修しましょうという呼びかけはありました。けれども、研修ができるだけの体制はなかった。つまり体制というのは、公立のみなさんにおいては、研修の体制があるわけですね、かわりの先生もありますし。それからおいと呼べば来てくれる助っ人もあるんですけれども、私立においては、そういう体制づくりということには、全く言及されないままに、呼びかけだけがあったということに理解しがたい部分があって、そこを幼保交流と簡単に呼んでもら

っちゃ困るよというこういう理解ではなかろうかと思います。

(委員長)

はい。というような特に私立のみなさんの研修の機会というところでいうと、実質活かすことが出来なかったというこれまでの経緯もあるということからいうと、やはりここは公立で限定すべきだということになるのかな。

(委員)

合同研修等を実施してきた。なんですけれども、実施してきて、果たして良かったのか悪かったのか、幼保一元化施設を作っても、連携をとってうまくやっているとこのふうになったのか、いや、やっぱり理念は悪くないけれども現実問題として難しいよねという話になったのか、やはりそこら辺は大切だと思います。私が聞いている限りにおいては、現場レベルでは非常にむずかしいという話はよくあります。

それから教育部長お見えになりますので、お聞きしたいのですが、幼保一体化施設を仮に作った場合に、保育士、幼稚園教諭それぞれの給与表に基づいて、働くということによろしいですか。

(教育部長)

ここについては、大きな課題であるというふうに考えておりますし、幼保一体化施設ができれば、当然、同じ職場に働いていて、給与が違うというのもおかしなものでございますので、これは一本化の方向へ進んでいくべきだろうと、これは、19年答申の時もその議論はなされていたというふうに記憶しております。

(委員)

是非、実施する時は、そこら辺の条件もきちんと合わせたうえでやっていかないと教員も人間ですので、同じ仕事をして、給与があちは高い、こっちは安いという話になると、システムが良くても、実際良い教育は行われなと思います。ここら辺も是非、この答申の中にこういった問題もあるということで入れていただきたいと思います。

(教育部長)

委員のご指摘、その通りだと思いますけれども、これ全国の幼保一体化施設を先進的にやっているところを考えさせていただきますと、まず、そういう暫定期間がありまして、それから一本化するというところが多くあります。

それから部局も今の話でございますけれども、例えば今私どもですと保健福祉部

と教育委員会というふうに窓口が分かれていますけれども、これも一本化してやっ払いこうという考え方もございますので、かなりそのための、暫定移行期間というのは、それぞれの市町で設けているということでございますし、今おっしゃっていただいた指摘は非常に重要なところでございますので、そこら辺も含めて、やりながら修正していくということも考えていくべきだと思いますし、ただ、明日からというわけには行けない部分もございますので、かなり、研究の余地はあるんじゃないかというふうに認識しております。

(委員長)

いかがでしょう。現状の部分の書き方のところから、具体的な課題をどこまで書くかということまで議論ございますけれども、まず19年答申を受けての2段落目については、これは、そうしますと公立ということ限定して、今までやってきたことについては書くということではよろしいでしょうか。

それからそれを受ける形で、この委員会での議論の内容を書き、そして、最後の段落で、こうしたことからということで、委員からご指摘があるように、幼保一元化に関する国の動向については、十分注視しながら、慎重に検討することが必要であるというふうに書いてございますけれども、この委員会としては、確かに一定の方向性を出すことについては、適切ではないというふうに判断をしたんだという、そういう表現にさせていただくことはいいかなというふうに思っているんですけども。

(委員)

最後の文面はこれで結構です。今の話に戻っていくんですけども、幼保一元化の取り組みをしているのは公立だという今の書き方をしようという今の意見があるんですけども、その部分と下の赤字で直っているところ、例えば実施させると私立保育園の運営危機となりかねない、事実なんですけれども、上ではいいこと、下では反対だという書き方に見えてきちゃうんですけども僕は。

というのは公立さんはこういうこと進めていますよ、下では私立は経営危機をうたってこう言っていますよと、本来の幼保一元化の施設のこと、この部分に関しても私立も公立もあるべき交流会なり、研修会というのは、実際あった中での話であれば、ひとついいのかなと理解はするんですが、上では市ではこういうふうに進めているよ、下では私立は経営危機だよと、もう文面がはっきり言って私立は、金儲け、上はちゃんと考えているよというふうな文面に取りかねないので、例えば入れていただくのであれば、今後私立ともこういうような研修会を設けるようなことを、はっきり明記した中で、こういうふうに書いていただけるとすればいいのかなと。というのも取り組みについてであれば、設けるというか、その幼保交流、私立公立

問わずしますよということの中があって、なお、私立と公立の間柄もそれで、保たれるのであれば、研修をすることによって保たれるのであれば、いいんでしょうけれど、ここの実施、今の現状だよとよく言われますけれども、現状を改めるのも、答申のひとつだと思いますので、例えば、こういう現状がある中で、私立の方にはやってなかったからこういうこともしていくよというような文面もあっていいのかなというふうに僕は取っております。

(委員長)

具体的にはどうでしょうかね。

今お話をお伺いしたのも、最後の段落のところからこうしたことから幼保一元化に関する国の動向については、十分注視しながら、今後公私にわたる研修を実施するなどして、慎重に検討をすることが必要であるというような書き方かなと思って今この話を聞いていたんですけれども。そんなことでいいですか。

(教育部長)

今の委員さんのご意見は、私立保育園の運営危機となりかねないという部分が一番気になるというふうに受けとめさせていただいたんですが、そうではないですか。

(委員)

ではないです。

(教育部長)

どういう意味。

(委員長)

第2段落のところの、幼稚園と保育所のお互いの良さをいかした保育の在り方については、私立もお誘いはあったし、実際研修をやりたいなというふうには思うけれども、なかなかその研修代替要員の話もあって出来ないけれど、それを私立さんとしても、研修という意味でやりたいんだとそういうことですね。ですので、それを幼保一元化という取り組みでいうと、慎重に検討しながらも、研修の機会というものは今後積極的に設けていくべきであろう、そういう文言に変えていくのはどうかかなという。

(教育部長)

お話をもう少しお聞きしたいんですが。幼保の交流とか幼保一元化についての研修を一緒に進めていきたいということですか。

(委員)

ある意味そういう意味です。だから、ここに書かれる部分だけではなくて、委託も受けているというところであれば、やはり片手間みたいに見えるので、そうじゃなくて、我々も先々幼保一元化の施設というのもあり得るかなというのは、確かに読んでおるんですね。今現在としては、だめだよというか、今現在は不要というかいらないというように理解はしていますけれども、少子化になってくれば、そういうこともあり得る。それは何も見越してない訳ではないです。

ただ、そういうふうになってくることもあるのであれば、同じように研修を受けるなり、そういう知識を持つことも大事だろうけれども、今の状況としては何も無いということなので、もし入れていただけるのであれば、最後の文面で委員長さんが言われたような言葉でも入ることによって、いいんではないかなというふうに僕は思うということです。

(委員長)

他に、この一元化の取り組みの部分で何かございますか。

(委員)

先ほどとちょっと重なるかもしれませんが、そもそもその幼保一元化がこういうところがいいんだという部分がこの文章の中には無いわけですね。それがやはり1番の問題なのかなというふうに思います。

確かに私立幼稚園、私立保育園の運営にも非常に大きな影響があり、それがひとつの反対の理由ではあるんですが、そもそも幼保一体化の施設が子どもたちのためになるのかどうかということが、なかなかこの文の中では、判断できない。様々な問題があるんだということをしっかり書くべきではないのかと思っています。

また、効率的な運営につなげることができるというような文章がありますけれども、効率的な運営を理由にあげるのであれば、積極的な統廃合が最も効率的な運営に繋がりますので、ここに入ってくるのも、おかしいことではないかなと思います。

(委員長)

今回の、この案文を作るにあたりまして、ここの部分の構造でいえば、この幼保一元化の取り組みを、教育長さんからの諮問の中にあつたその根拠が19年答申、そして今の現状で、市はこういうことをやってきている、それから委員会の議論の中ではということで議事録の中から、幼保一元化を積極的に取り組むべき理由について2つ、それから現状で言うとちょっと待つべきだよという意見を2つにまとめさせていただいて、そして最後には慎重に検討することが必要だというそういうまとめ方をしているということでありまして、その意味でいうと今、幼保一元化のこ

こでの議論でいう限りは、本検討委員会の中ではということの最初の文章、幼保一元化を図ることによる云々、ここの部分がここで出てきている幼保一元化に向けての最大の積極的な理由ということになるんじゃないかというふうに思うんですけども。今の委員のご発言ですと、否定的というか、その理由については、もっと詳しくというご意見なのではないでしょうか。

(委員)

そうですね。具体的に幼保一元化は子どもたちにとって、こういうところにメリットがあるんだというところが、多様なという言葉だけで私は終わっていると思います。具体的に子どもたちにとってこういう施設があったほうがいいんだというのが、欠けているのではないかと考えています。

私立幼稚園の中にも、幼保一体化については非常に関心が高くて、さまざまな幼稚園が検討はしておるのですが、実際のところその子どもたちにとってのメリットがあまり感じられないところで躊躇している。経営的には人数の確保という点だけでいえば、こども園というのは、非常に魅力はあるんですけども、子どもたちにとってプラスかどうかというふうに考えた時に、そういったプラスが見えてこないということで躊躇している施設が非常に多いということです。

(委員長)

多様なという表現は、19年答申なんですよ。この委員会の中の意見でいうと、真ん中の方の集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保つというのが、最大のメリットなのかなという書き方がしてあるんですけども、これでは足らんということでしょうか。

(委員)

本委員会では11園案と5園案が出ておるわけですけども、集団の確保ということであれば、5園案が採用されるべきことで、ここで幼保一体化の理由づけに使うのは私はおかしいのではないかと思います。

(教育部長)

私は集団確保もさておいて、その後の家庭の状況に関わらず同一施設で同様の保育の提供が可能になる、いわゆる幼児教育が親さんが就労している否にかかわらず、提供されるということが、かなりのメリットだと考えとるわけですが。

(委員)

そうすると、必要に応じては、働いておられるお母さんを助けるために、朝6時

から夜8時まで、あるいは夜間保育でもしましょうと、こういう方向性を持つということですか。

(教育部長)

そういうわけではなくて、この文面にありますように、いわゆる今まで幼稚園としては4時間でしたよね。今その中で委員からもかなり濃い時間を使うことも大事だと、その内容の精査ということもおっしゃっていただきましたけれども、その4時間をさまざまな子どもたちが共通して持てるということにもなるんだと思います。ただ、それは幼稚園教育云々ということではなくて、子どもたちが保育所も含めて、幼児教育の部分を共有できるということが意義があるんだと私は感じておる訳でございますが。

(委員)

そのために、公立幼稚園、公立保育所、私立保育園が共通カリキュラムを作ったわけですね。幼保一体化云々ではなくて、親の事情にかかわらず、子どもに同じ教育を受けさせられるように、公立幼稚園、公立保育所、私立保育園が同じ共通カリキュラムでやっていきましょうということで共通カリキュラムが出来たわけで、これも幼保一体化の理由づけにするのは私はおかしいのではないかなというふうに思います。

(教育部長)

共通のカリキュラムを作ったということは、その幼保一体化も選択肢のひとつとして考えるということでしたので、桑名市の場合、幼保一体化施設をやることによってそれは実現度はかなり高いと。しかしながら、親さんの選択肢で、私立の幼稚園、保育所、公立の幼稚園も選択肢の中に入れるということで、共通カリキュラムを考えてみましょうというステップになってきたと思いますので。共通カリキュラムがどれほど建学の精神等もございまして、それはさておいてという部分はあるかもしれませんが、その分についてはこれからも議論していただかないかんし、また、私立さんとのきちんと詰めた部分までは、おそらくできてなかったところもありますので、その分については十分考えていかなければいけないと思っておりますが、もともと共通カリキュラムを作るコアカリキュラムという言い方をしてみましたけれども、発端は幼保一元化施設をやるということと議論をしてきたというふうに考えておりますが。

(委員)

今の話と直接関係はないんですけども、今日の委員会はこの答申案の文言につ

いて、どうなのかというようなことを確認する時間であって、個々の諮問事項について、議論する時間ではないはずですよね。ですので、今幼保一元化の取り組みについてというような部分についてこの文言はどうでしょうというような話になっていますけれども、改めてそれぞれの委員の思いやら、意見やらを言う場ではないというふうに思います。ここに載っている部分については、これまでの議論を踏まえたうえでの、文章化されているはずですので、ここで新たに文言を追加しようとか、委員会で確認とか、あるいは、出た意見ではない部分について話をしていくのはちょっと違うのかなというふうに思っています。

(教育部長)

私の考えていますのは、今の幼保一元化を図ることによって云々という部分のところで、家庭の状況にかかわらず、同一施設で同様の保育の提供が可能になるという部分を活かしたいという思いで意見を言っていたわけであります。

(委員)

この部分については、すでに議論されている中身ですので大事な事だと私も思いますし、当然ここに出てくるのは当然かなと思うんですが、それ以外の例えば、幼保一元化した場合、先ほどでしたら、働く保育士と幼稚園の先生たちの給与がどうなのかということについては、議論の場では出てきてないことですよね。それをこの中に入れてはどうかというような、これはひとつの例ですけれども、そういうことに、時間を費やすのが今日の目的ではないのではないかというふうに考えていますという話です。

(委員)

給与の問題については、過去に何回も出ております。

(委員長)

給与そのものの問題についてはね。それは、出ていますけれど、それを幼保一元化の取り組みのこの文案の中で入れるかどうかというところは、それが本当に積極的な意見あるいは否定的な意見の中で取り上げるものなのかどうかというのは、確かに価値観の問題が出てくると思います。ただ今回は、最終的な結論の部分というのは、一応同意いただけるようでありましてけれども、最後の2行の部分なんですよ。ですから、この部分がある意味みなさんの承認をいただくということで、この真ん中の部分についても、そこに至る代表的な議論として、この2つ2つの4つをあげさせていただいたということをお願いできればなというふうには、思うんですけれども。

(委員)

みなさん今やっていただいた議論はうっちゃっておいて、最後の2行にということであれば、この修正案についても私は提案をさせていただいたとおり、慎重に検討することが必要であり、現時点においては必要ないという文言を提案させていただきます。

(保健福祉部長)

現時点で必要ないという根拠がちょっと分かりにくいんですけども。確かに総合こども園構想については、今持ち越しになっておりますけれども、認定こども園の制度については、すでに三重県下でも4箇所ほどやっておるという実例もございます。だからやっぱりこの国の制度というのは、今の現実も直視しながら、将来総合こども園という制度についても、検討が必要であるという認識ではいかがでしょうか。

(委員長)

どうでしょうか。

(委員)

必要でないということがもし言い切りが不可能であるとするれば、また対案でございますけれども、委員が提出をしております、この答申で一定の方向性を出すことは適切ではないと判断すると結ぶ案はいかがでしょうか。

(委員長)

それはいかがでしょうか。ちょっと私も先ほど言いかけたのは、一定の方向性を出すことについて非常にここでは議論がありましたので、一定の方向性をこの委員会では出さなかったということを明記するというのは、ありなのかなと思っておったんですけども。

(教育部長)

その前に委員さんが言われた部分のもう一度その部分をどういう形で入れていくかという部分を。

(委員長)

4行目の話ですか。

(教育部長)

なお幼保一元化に関する国の動向については十分に注視しながらの後に、私立さんとの交流の話が今出ておったように思うんですが。

(委員長)

注視しながら、公私にわたる研修を実施しつつ、一定の方向性を出すということは適切ではないと書いてしまうと、結べない。

十分注視し、公私にわたる研修を実施することが必要であって、現時点で一定の方向性を出すことは適切でないと判断するそういう書き方かな。こうしたことから今後は公私にわたる幼保一元化に向けての研修を実施しつつ、国の動向については十分注視しながら、より慎重に検討することが必要であって、本答申では一定の方向性を出すことは適切でないと判断した、どうですか。今のは長すぎて私自身も今も言ったけどメモ取ってないので言えないので、最後にもう1回通しで読みますので、その時にもう1度確認します。

(保健福祉部長)

一定の方向性というのは削除になっていましたか。

(委員長)

この答申として、一定の方向性を出す、つまり幼保一元をこういうふうにやっていくんだという答申は出しませんよということ。

(保健福祉部長)

出さない。ただし、国の動向等については十分注視し。

(委員長)

それは注視しないと。

(保健福祉部長)

それというのは入る。

(委員長)

当然そうですね。

(保健福祉部長)

2文に分けていただいたらどうですか。

(委員長)

長いですね。そう思いました。さっきしゃべってて。

(教育部長)

必要であるとわけていただいて。この検討委員会では一定の方向性を示さないで。

(委員長)

今のでどうですか。ちょっと作れそう。2段書きのもの。

(再編推進室指導主事)

今の2段でという、今のちょっとメモベースなので、すぐにはとちよっととなるんですが。整理をして後ほど、お願いいたします。

(委員)

慎重に検討する必要がある、ですよ。そこまでだったらわかるんですが、後半に言われたこの会では一定の方向性を、というのは出ていないですよ。これからしていただくのに、慎重に検討する必要があるということです、その後の部分は必要ないんじゃないでしょうか。

(委員長)

慎重に検討するまでで十分じゃないか。

(委員)

検討してどうなるかわからない話ですよ。だから答申に向けては、ここの会ではこういうことに関しては、国の動向も見て慎重に検討してもらわなければいけないということを言っているわけですよ。ですから方向性出してないですよ。本会議でどうのこうのよりも、答申が出たところで、それが必要なかどうかは、今後のことになっていくわけですよ。ですので、私は要らないんじゃないのかと思うんですが。

(委員長)

一定の方向性といのも要らないんじゃないかと。

(委員)

かなり慎重に、で、それから国の動向を見ながら、重ねて十分検討しなさいよということ、それが必要なんですとそこまで言っている、後半部分は要らないん

じゃないかと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。方向性を示す、確かにご指摘いただきますと、一定の方向性を出すことも、今後の課題になっているわけですから慎重な意見だよということで。

(委員)

私も委員の、先ほども賛成したんですが、まさにこのとおりと文面どおりが良いと思います。

(委員)

私は、文言だけ気になったのですが、こうしたことから、幼保一元化については国の動向を十分注視しながら、検討することが必要である。最初の部分を少し。

(委員長)

国の動向を十分に注視しながら、慎重に検討することが必要である。なお、公私にわたる研修は、これは取り組まなければいけない。そんな書き方でしょうか。

(委員)

今までの話し合いの中で、幼保一元化のところも、親さんの選択のために少し入っていた方がいいのではないかという意見が、今まで出ていたように思うんです。

(委員長)

それもあって、こういう書き方になっているんですが、今のような表現で整理してみるとということでもよろしいでしょうか。

(委員)

より明確にするために、適切でないという文言を入れていただきたいと思っております。

(委員長)

適切でないということですね。

(委員)

はい。

(委員長)

一定の方向性を出すということは適切でないという一定の方向性というのは現状ではその前段階なのだから、一定の方向性というのは要らないのではないかと、うご意見もありました。

(委員)

一定の方向性を出すのが適切でないということが、もう出しているのではないのでしょうか。その言葉が。一定の方向性をと思います。

(委員長)

その前の議論をまずすべきだという意見でございますが。いかがでしょう。一定の方向性という言葉入れるか入れないかをめぐってでありますけれども。確かに慎重に検討するというのが方向性を含めて検討どうするんだ、しかも国の動向が、この委員会でもかなり振り回されてしまいましたけれども、国の施政が定まっていな中から言うと、確かにしばらく検討は、国の検討を注視しながら検討していかなければならないことは確かだろうというふうに思います。

ただ、今日議論として出てきました、研修を通じて親御さんの選択肢をきっちりと包括していくための先ほどの話でいうとコアカリキュラムですか、そういったものの開発であるとか、幼保一元化についての公私を問わない研修というのはこれは充実していく必要があるよというような、そんなお話だったかと思しますので、その部分をちょっと追加させていただいて、先ほど最後にお話した、文案でいきたいというふうに思います。最後に後ほど確認はさせていただきますので、よろしければ次の3のところへいきたいと思っております。

(委員長)

一定の方向性を入れないということです。

(委員)

折衷案を。幼保一元化に関する事柄については、この答申で一定の方向性を出すことは適切でないと判断するので、今後の国のそれに十分注視しながら慎重に検討することが必要であるでいかがでしょう。

(委員長)

一定の方向性を。

(委員)

すみません。もう1回おっしゃっていただけますか。

(委員)

こうしたことから幼保一元化に関する、それについては、この答申で一定の方向性を出すことは適切でないと判断するので、国の今後の動向に十分注視しながら、慎重に検討することが必要である。

(委員)

一定の方向性は出てないと思うんですね。こういう両方の意見があるので。一定の方向性云々というのは要らないと思います。

(委員長)

出していないんだということですか。

(委員)

若干前後して申し訳ないんですけれども、鍵括弧の中ですよ。幼保一元化を図ることにより云々で、そのすぐ下、家庭の状況にかかわらず、同一施設で同様の保育の提供が可能となる。この文言を読みますと先ほど私が発言したような、早朝から夜まで預かるの、その中で幼稚園教育も一緒にやるし、保育園も一緒にやっちゃいますよ、どうぞおいで下さいという宣伝文句に聞こえるわけですね。ですのでそこまでもここでうたっているわけで、それについては未知数の部分が沢山あるのにわざわざうたいたいということは、非常に私としては、疑問を持ちますし、それは信じられない部分だと思うので、いや、それは、今後慎重に検討していくために一定の方向性を持ったわけじゃないよということを、後でしめたいとこういう考えでございます。

(委員長)

はい。

(委員)

この幼保一体化の取り組みについての文章全体をみると、やはり私の受ける印象としては、肯定的な文章が非常に多く占めているような気がしています。否定的な部分として幼保一体化が計画実施されると私立保育園の運営危機になりかねない、国の動向が変化していると。変化しているということは必ずしも反対ではないけれども、慎重にやってくださいという意味だと思うんです。

先ほど私が述べさせていただいたように、また以前にもそういう話があったと思

うんですけど、連携の難しさや待遇格差、そういったさまざまな問題があるということも、入れていただいたうえで、最後に慎重に検討するというところで締めくくるのであればいいんですけども、この上の部分がある程度残ったまま、最後慎重に検討するで終わってしまうと、やはり受ける印象としては、実施していくよというふうに受け取れてしまうと私は思います。その一方でという部分でもう少し中身を充実させていただけるのであれば、最後の部分はそれで慎重に検討することが必要であるで結構です。

(委員長)

はい。というところで。ただそれを使い勝手を良くしていこうというふうに国が動いていこうということも確かなんじゃないですか。文科省系と厚労省で分かれているのを今度1本化するんですよ。一応。その意味で徐々に使い勝手は良くしていこうという方向で動くだらう。ただ、委員の文案にもあるような、おそらく待遇の格差であるとかそのような話というのは、これはかなりの是正のためには努力は必要だろうし、それから内閣府がもつにしても、事務手続の煩雑さはそんなには解消されないだろうなというふうには思っています。ただそのことをひっくるめて国の動向も目まぐるしく変化しているというふうに内包はさせているんだらうと思うんですけども。

ちょっとじゃあ最後の文章についてはこれを活かすという形にして、一方での中で、ひとつ理由をつけ加えてみるということでは。

(委員)

こうしたことから幼保一元化については、国の動向を十分注視しながら、桑名の現状を踏まえ、慎重に検討することが必要である。

(委員長)

はい。桑名の現状を踏まえ。

(副委員長)

桑名の現状を踏まえてという気持ちは凄くわかるんですけども、この幼保一元化とか一体化とか、そういうことになってくると桑名からじゃなくってこれは、言い方悪いんですけども根本の話をしているので、桑名が特殊だから、現状に合わせてというそれはまあとりあえずそういうところに入ると思うんですけども、そこから入ってしまったら桑名ってそうなんってなってしまうて。

私、今日もある人と話をしてたんですね。桑名市って三重県なんですよ。その方は愛知県桑名市って言うんですよ。何でかって言ったら、文化的な情報はかなり

愛知県っていうか、三重県の文化の情報よりかは、愛知県の文化の方が濃いんじゃないかって言われたんですね。そうかも知れないと。音楽にしても何にしても東京・大阪・名古屋になって来たら名古屋に近いんですよ。保護者の人たちも若いころは名古屋で遊んで食べて勉強してそういうこともあると思うんですよ。ましてや交通がものすごく便利です。そうすると三重県だからじゃなくって桑名っていうのは桑名の可能性をもっともっと広げて行こうと。私は就学前の教育を考えるこの委員会はとても大事だと思って、私なりに意気込んでいたんですね。いろんな友だちがいますので、学会なんかでもいろんな情報や知恵を出してもらっているんですけども。ある友だちが言ったんですけども、やっぱり今の親が育ってきたんじゃないって、今親を育てようとしている親が育ってきた環境というこれは今の桑名の一つの成果であってその親がどう選択するかっていうのが、これが自分たちの子どもをどう育てようかという方向性と結びつくわけだから、それを見ていくとどうなんだろう、桑名は愛知県桑名市じゃないかって言うんですよ。それでなんでって言ったんですね。愛知県の方にお勤めの方も多いでしょうけれども、愛知県桑名市って言われたときに私もふらふらときたんですね。三重県桑名市なんですけれど。桑名の方は教育とか文化もすごくレベルが高く、高いのを求めるから。求めれば手に入るから。先生方も本を買いに行くのも津には行きませんよ。名古屋へ行きますよ。そのようなことと言えば、ちょっとどっかへ講習会や研修会へ行こうかとするところへ行きますか。東京へ行きますでしょ。名古屋経由で。そういうことを考えたら、桑名っていうところは桑名としての教育のスタンスがあって然るべしだという気がしています。その中で、これは個人的な考えなんですけれど、桑名は公立も私立も一つになって何か新しいスタイルの就学前教育のスタイルっていうものを公立だから私立だからということではなくて一緒になって一つやれへんかと、やってみようかと。それが保育園幼稚園小学校、言わばおぎゃあと生まれた時から中学校を卒業するまでの子どもの教育というものを桑名が公立も私立もみんなが一緒になって考える。そういうものをここの委員会の題なんですよ。就学前の施設の再編整備になるのが筋なんじゃないのかなっていうのがとうとうとぶってきたんですね。難しいと思うんです誰に相談しても。でも桑名だからできるっていうのは何か、三重県でも桑名しかできないですよ。桑名何処へでもいけますやん、飛行機でも何処へでも行けるし、新幹線でも。今は情報はあつという間にどこかの離れ小島にいても同じなんですよ、インターネットとかでね。だけれども生の人間がそこについているのは、桑名は三重県の中でもものすごく恵まれているんです。飛行場も近いし。そういう部分で先を見て、どういうふうな教育の情報を我々が得て、子どもたちに提供していくかっていうそれを考えるのが就学前の教育の私たちの委員会の土台になっているところだと思うんですよ。電話で海の向こうの方と話をしたんですが、宗教とか民族によって考え方は全然違うけれども、外国の方が日本に来て学ぶって

いうのは日本の教育を学ぶのであって、日本の教育っていうのは海の向こうの方でも一目置かれていると。それは何かっていうと就学前教育が充実しているっていうふうに聞いていると言われました。そうですねって言うておきました。その時に私が言ったのは、公立も私立もみんな小学校に入る前の子どもたちはみんなで考えるっていうのは、それは行政も住民も一つになって考えることだからとピーアールしてたんですけどね。この委員会まさにそれだと思うんですよ。公立の先生たちも私立の先生たちも幼稚園も保育園も小学校に入る前の子どもは一緒なんですよ。だけど親の働きによって保育園に行かなければならないのか、幼稚園に行かなければならないのかとそれだけなんですよ。地域も一緒なんですよ。ただそれだけのことなんですよ。単純なんですよ。だから私立さんがおっしゃっていることはすごくよく分かる。公立さんがおっしゃっていることもよく分かる。じゃあ何が違うのか。それは母親が育ってきた、自分が育ってきた環境、それがベースになって考えるその思考回路だけです。

(委員長)

幼保一元化の根幹のお話をいただいているわけなんですけれど。

(委員)

すみません、ちょっとお聞きしたいんですが、一定の方向性を出すというのは、例えば11園案とか5園案というのがありましたよね。そういう中で、例えば5園案だったら、全てを幼保一元化するという一定の方向性ですか。

(委員)

その部分だけについてお答えしますと、私が今申し上げるところの一定の方向性というのは家庭の状況に関わらず、同一施設で同様の保育の提供が可能となるというこの文言にかかってくるわけで、もしこの文言を削除していただければ、一定のというのはなくてもいいかなと考えております。

(委員長)

一定の方向性。

家庭の状況に関わらず、同一施設で同様の保育の提供が可能となるというのが、これが一定の方向性を示したことになるということですか。

(委員)

幼保一元化における一つの一定の方向性の部分はその部分で、幼稚園教育の教育という部分とその前後子どもを預かるという部分の保育を一緒にやっしまい

ましょう、だからどうぞ便利ですから来てくださいねという文言。それが幼保一元化におけるところの一定の方向性とこんなふうに理解しております。

(委員長)

今ご指摘いただいたことがちょっと多岐にわたってきておりまして、さてどういうふうにしようかなって。最後の部分については、少し文言はまとまっているようですので、もう少し時間をください。

(委員)

前回もちょっとしっかりと自分の思いが出せなかった部分がありましたし、今回いろいろ話を聞かせていただいている、委員さんからメリットはどうだったのかという辺りの中でも、自分の中でもどうかなって考えていたんですが、私も育ちのリレーと幼保の合同保育というのを経験させていただいている、単発的な合同保育ということもあったからだと思うんですが、保育所としてのメリットがあまり得られなかったという部分は確かにあります。続けて交流することで保育所から幼稚園の保育を学ばせていただくところもあると思いますし、逆に幼稚園では経験できないことを保育所で経験しているということもあると思うので、逆の場合もあると思うのですがその辺でまだ十分な交流ができていないという部分では、どこかの文言の中でより交流は必要というようなことで入れていただくことも大事なかなと思うのと、同様の保育っていう部分では保護者の方は幼稚園であっても保育所であっても、就学前の子どもたちの育ちという部分で考えたときに、同様の内容の保育を受けたってというのは保護者の願いでもあると思いますので、文章は考えられないんですが、その辺の部分を入れていただければと思いました。

(委員長)

今いろんなご意見をいただいて、整理がつかない状況になっていますので、一旦幼保一元化のところについては、いただいたご意見ちょっとまとめます。

(委員)

ちょっとひっかかる問題として、積極的な意見っていうね、これっていうのはどうしても必要なんですかね。積極的っていうのがかなり強調されているような感じで、ちょっとひっかかりがあるんですが。そういう意見もあった。これが積極であれば消極はどれか、その下の部分が消極になるのか、消極はだめなのかどうのこのというのが出てきてしまうので、ここで積極的ということが強調しなければならぬのか、それでなければ、同じような感じでこういう意見があったこういう意見もあったそしてこれを慎重に判断する必要があるという感じでどうなんかなと思

いますけど。

(委員長)

はいわかりました。ちょっと一旦2の部分についてはここまでとして、いずれ休憩も取ってその時に事務局と打ち合わせをしようかなと思います。

次もこうなったらつらいなと思うんでありますが、3番目の公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育の部分であります。この点について事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

－ 3 公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育－

(再編推進室指導主事)

今日委員長修正文ということですので、それはどのような部分でということを含めまして、事前にいただいていたご意見からご紹介したいと思います。

まず委員の方から公立幼稚園の保護者を対象にしたアンケートこちらの2行はいらぬのではないかというご意見、それから年中の定員は最大で180人とする、後程の追加部分では総数はというご意見ですが、それを入れてほしいというご意見、それから3人の委員からは多度地区は5歳児であるという明記があいまいですがということですが、これは前回のお話で入ったのかなとこと。それから委員からは共存の部分で、共存しなければならないから公立幼稚園の3歳児をしないのですねというご意見、それから10人規定、20人規定の部分でご意見をいただいております。

文案の方でございまして、まずこの検討委員会に、当該の保護者の参加がなかったということから、アンケートを実施したということでございまして、適正規模については、理想の公立幼稚園を議論するための土台ということでもございまして、ここにアンケート結果は載せていくのでよいのではないかということ、まずは原文どおりでということ、それからご指摘のありました私立と公立の共存の観点というのも少し誤解もあるのかなということでございましてこちらは削除をということ、それから委員から先ほどありました総数はということでの修正も後でいただいておりますけれども、紳士協定ということでの議論のあった内容は桑名地区のという限定で、桑名地区の4歳児定員が180人ということでございまして、原文でどうかということでございまして。

文案を一度読ませていただきます。

3 公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育について

桑名市の公立幼稚園では、現在、4歳児1学級30人、5歳児35人を上限としているが、実情としては1学級10人前後で単学級の園がほとんどである。

小規模な園では、園児一人ひとりにきめ細かい指導が行き届くというメリットが

ある反面、社会性や協調性、向上心を培うには、多くの友だちの思いや考えに出会い、友だち同士相談しながら活動を広げ深めることのできる環境が大切であり、そのためには一定程度の集団規模が必要である。

公立幼稚園の保護者を対象にアンケートを実施したところ、回答としては1学級あたりの望ましい人数は15～20人、同年齢の学級としては2学級が望ましいという意見が多かった。

また、年長児に対する「憧れの気持ち」や年少児に対する「思いやりの心」を育てるために、複数年の連続した保育、子ども同士、切磋琢磨して育つ環境という点で、複数年齢・複数学級が望ましい。

こうしたことから、公立幼稚園の再編を行うに当たって理想とする園の規模としては、1学級20人から30人程度、異年齢の連続した保育、各年齢2学級程度が適当であると考えます。

ただし、実際の園の規模については、私立と公立の共存、配置のバランス、既存園舎の活用等の視点から、実情に応じた対応が必要である。

なお、今回の再編では、公立幼稚園では4・5歳児の2年保育とし、3歳児保育は実施しないものとする。また、桑名地区の公立幼稚園の4歳児の定員は最大で180人とする。という文章でございます。

なお、本日お配りいたしました追加の意見としていただいておりますのは、委員から5歳児20人以下の園児数が複数年継続した場合は廃園というご意見、それから総数とはいう部分での追加のご意見、同じく委員から子どもの数が急激に減少していく中、再編数年後には、また集団の確保が難しくなると予想されるので、その場合には廃園基準に従って更なる統廃合をしていかなければならないという追加の文をというご意見をいただいております。それから委員からは今回の再編ではという言葉は要らないのではとのご意見でございます。以上よろしく申し上げます。

(委員長)

という文案でありますけれども、既に修正案を出していただいた方もいらっしゃいますけれども、その中で赤字を入れさせていただいたこと、それからそれは入れない方がいいんじゃないかなということを含めてこういう文案でございます。改めてご意見をいただければと思います。

(委員)

下の3行のあたりですが、今回の再編では公立幼稚園では4・5歳児の2年保育とし、というあたりですが、今回2ページ3ページのあたりで具体的な配置のところ深谷と七和と久米、多度の4園が5歳児のみになっているんですが、このあたりとの矛盾はないんでしょうか。

(委員長)

そのところでありますが、適正規模についてということ言えば、同年齢の学級としては2クラスが望ましいよという話があって、異年齢も一緒にいた方がいいねということがありますので。理想の園ということではこれですよ。今回11園の場合に5歳児を入れていくと、5歳児だけの幼稚園も生じてきますね。理想ですから、その意味で言うと11園案ではそこをもう少し検討しなければいけませんよね。

(委員)

今の補足で。各年齢2学級程度ということですが、各年齢2学級にすると想定人数を大幅に超えてしまいます。

(委員)

最後の一文の、桑名地区の公立幼稚園の4歳児の定員は最大で180人とするという文言について、その上に今委員が言われたように、公立幼稚園では4・5歳児の2年保育とする園があるのにどういう理由なんだろうと。その理由の部分がないですよ。この最大で180人とする文言が浮いているような気がするんです。これを入れるなら、なぜそういう数字設定がされたのかという理由もほしいなと思いますが。

(委員長)

その点については、一度この委員会でお聞きしたような気がするんですが。どうでしょう。

(教育部長)

しいて理由と言われても、今までいわゆる紳士協定でやってきたわけですから、今までの経過を踏まえてということになりますので、あえて特段の理由というのはそこまでではないと思いますけれどもね。そういうかたちで私立さんの中で今までもこのラインは守っていくということできておりますので、過去にもずっと抽選会もやっているという経緯もありますので、そういう理由ですのでここは改めて書く必要はないんじゃないかなと思います。

(委員長)

改めて書く必要もないんじゃないかということですが。

(委員)

私も委員会に出席したことでそういう紳士協定があるということは知ったわけですよ。これまでの関わりの中でそういう決めをしてきたわけですね。ただそれはほとんどの市民は知らないわけですよ。ただここに180という数字がぱんと出てきてしまうと、何で180なのっていうのはやはり疑問に思うと思います。それについての説明がないと。あえて書く必要がないなら、この180人もいらんんじゃないのというふうに思います。

(教育部長)

ただこれは書く書かないは別として、守っていかなければならないと私は考えていますし、この会でもそういう発言を何回かさせていただいたと思います。

(委員)

私もこの会議の中で何度も教育部長の方から4歳児の定員は最大180人という確認があったと思うんですね。それで5歳児の定員は何人でしたっけ。決まっていないんですか。4歳5歳全ての園でやっていくという話でして、その中で3園4園が5歳児のみになりましたよね。その時に5歳児の人数・学級数はどうなるのかなってずっと思ってきたんですけども、その辺もしあれやったら教えてもらえないかなと思ひまして。

(再編推進室主幹)

案の評価をしていただくときに前提条件というようなところを別紙という形で出させていただいたんですが、その時に定員ということではないですが、想定ということで11園案は4歳5歳1クラスずつの660人というような想定ということで出させていただいた経緯があります。

(委員長)

そこまでですね、今は。

(委員)

5歳児の定員については、預かり保育のところちょっと取り上げさせていただこうと思っているんですけども、預かり保育を実施するのであれば、当然定員については厳しい、厳しいという表現が正しいかどうか分かりませんが、当然のことながら私立幼稚園・保育園に配慮した定員設定はしていただかなくてはいけないと思っています。

(委員)

先ほどの180人についてですが、これは当時の教育長も交えて幼保集まって行った会議でありますので、議事録も公開されていると認識しております。

(委員長)

それをだからここで最低180人とするというふうを書くべきかどうかということですね。先ほどの委員のお話で言うと、市民はこれは何でっていう理由を私たちこの委員会が求められてもいけないのでというお話だと思います。

(委員)

ここでは公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育についてということになっておりますので、適正配置というところちょっと前のページに戻ってしまうかもしれませんが、いわゆる一般的に適正配置というと公立も私立も踏まえた適正配置が基本なんですね。ですのでこの4歳児の定員設定についてもあくまでも適正配置の一つだというふうに理解していただければいいと思います。もし入れるとしたら公立と私立の適正配置としてという文言がどこかに入れればいいのかなど思っております。それから、4歳児の定員は最大で180人ということではなくて、定員の総数は180人を超えないものとするというかたちでできればお願いしたいと思います。

(教育部長)

今も何度かお話をさせていただいたように、これは命題として考えていくつもりですので、これはあえて入れていなくてはいかんですかね。

(委員長)

入れておかなければいけないでしょうかということなんですが。

(委員)

ぜひ入れていただきたい。今後の信頼関係を築いていく上でもぜひ入れていただきたいと思います。

(教育部長)

今までもこれについては、ずっと信頼関係を作りながらやってきたと思っているんですが。

(委員)

私が定員の総数を180人にするというのにこだわるのは、私が聞いている限り

では4歳児がやりたいと、30かける5クラスで150人だということでもともと始まったと聞いています。今この最大180人とするという解釈ですけど、私立と桑名市とちょっと見解が異なっておりまして、桑名市は180人をどこから取ってもいいんだよと。180人の中で収まればいいんだという解釈をされています。一般的に、こういう定員の解釈というのはあり得ないと思うんですが、現実はこのように行われていますので、定員の総数については180人を超えないものとするということで文言を明確にさせていただきたいと、基準を明確にさせていただきたいと思います。

(委員)

今言われた180人については全体のことで言われるのですか。いわゆる旧桑名市。長島・多度などは。

(委員)

桑名地区。

(委員)

桑名地区。わかりました。

(委員長)

そもそもこの文言を入れるべきか入らざるべきかということで、特に理由について市民の皆さんにちゃんと説明できる理由がないと納得できないよねという話なんです。どうでしょう、この最後の一文について何か。

(委員)

180人を入れないとすると、例えばまた桑名地区の公立幼稚園の定数は従来の経過を十分踏まえることとかそんなふうに入れたらどうでしょうか。

(委員長)

これまでの経過を十分踏まえるようにということ。人数を入れるとこれは何でだという話で、その読み方についても今お話があったように市と私立の幼稚園側では見解の相違があるということと言うと、180という数字は150なんかというそのところでいろいろと議論がありますので、過去の経緯を踏まえることという文言だけで足りるのではということですがどうでしょうか。

(委員)

これまでの経緯を考えると、我々としては明確にしていきたい。

(委員長)

ただ、少なくともこの委員会で180がいいのか150がいいのかという議論はしていませんね。

(委員)

していません。150人が180人になったという経緯については納得をしています。ただ180の解釈が我々と桑名市さんとはちょっと違うということです。

(委員長)

だとしても180というところでは一応紳士協定は守られているんですよ。今のところ。違うんですか。

(委員)

これから子どもの数が急激に減少していくわけですね。今は180っていうことはこの時点では有効かもしれませんが、今後数年間経っていった場合に、この180というのは事実上ほとんど意味をなくしてしまう可能性があります。定員180という解釈を一般的な解釈ではなくて、教育委員会の事務局の都合のいい解釈で今行われているわけですので、これは明確に定員の総数として180という設定をしていただきたいと思います。

(委員長)

そうすれば逆に180という数字は入れない方がいいんじゃないんですか。

(委員)

180っていう数字がないと、もういくらでも上限なく行ってしまう可能性がありますので。

(委員)

下限だけ入れて上限だけ抜けというのもおかしな話で、上限割愛すれば無限に行ってしまうのではという懸念されているようですけれども、今までの経過とかいろんなお話をして、この前に150人というお話はもともとなかったし、新たにいろんなお話をされるとまたここで停滞するので、私もこの赤字で桑名地区の公立幼稚園の4歳児の定員は最大で180人とするという委員長の修正案ですか。

(委員長)

だけで。ただ、そこにこれまでの経緯通りというような話は入れるべきなのかなと思いますけれど。それは理由がないほんとにこの180人っていうのが何でというのはある。そういう経緯を踏まえて180人とするという書き方をすべきかなと今議論を聞いていて思ったんですけれど。

(委員)

これまでの経緯をとそういうことを入れていただいた方がいいと思います。

(委員)

23年度の幼稚園って楽しいなっていうパンフレットがあるんですけど、この中にもですね、園児の募集要項のところにも4歳児は180名ときちっと書いてありますので、もう一般的には相当認知されていると思います。

(委員)

委員の案も入れて、先ほど委員長も少し言いかけてましたけれど、これまでの経緯を踏まえて、桑名地区の公立幼稚園の4歳児の定員の総数は最大180人を超えないものとするというかたちでいかがでしょうか。

(委員長)

超えないものとするという言い方。

(委員)

最大でもいいんですけども、定員の総数は180という。

(委員長)

定員の総数は180人というかたちでよろしいでしょうか。

(委員)

点々のところは消えるのでしょうか。

(委員長)

まだこれからやらなければいけないと。

(委員)

そうですか、すみません。それも一つどうなったのかなと思って聞きました。あ

と先ほど委員さんが言われたように僕も感じて、修正案を出させてもらったんですが、公立幼稚園では4・5歳児の2年保育とするという部分で、確かに11園案と5園案の中には明記されていきましたよね、5歳児のクラスという部分で。確かに11と5という中身でいけば違うというところも出てくるんですけども、この部分というのは括弧書きでもいいので、11園案5園案に関係する部分なので、単純に4歳5歳2年保育とするだけでは前と後ろと話が、見る人が見ればこっちに書いてあることとこっちに書いてあることが違うよねととりかねない答申ですよこれ。やっぱり前と後ろで合わせるべきなので、例えば※でもいいので11園案と5園案に何です、何と書きますかね。

(委員長)

ただね、その2つ上、こうしたことから1学級20人から30人、異年齢の連続した保育、各年齢2学級、これって言うてみれば複数クラスがあって4歳5歳が望ましいねっていうこれが理想なんですね。ただし、実際の園の規模については、配置のバランスであるとか公私の共存など実情に応じた対応が必要であって、その結果、今回の再編では実情に応じた対応というのを考えていくと、4歳5歳で行けるところっていうのは実は11園案でもあまり多くはない、そういう流れになってきたと思うんですよ。

(委員)

ごめんなさい、くどいようで。ぱっと見たときに一つひとつ読んでいくと、ちょっと取りにいかなというふうに。僕も修正案の中では書いてないですよというふうに書いて、前回の時にこういう話になってきたので、あえてそれに共通してくるかなと思っていた。

(委員長)

そっちを明記したから、ここの表現がおかしくなってきた。

(委員)

ですよ。だからこの辺もできれば前と合うような文言を一文足していただけるといいのかなと確かに思います。

(委員長)

ただし書きの部分を少し、前から読んだ時に分かるように少しくわしく書いておかないといけないかなと思います。

他にいかがでしょう。真ん中の点々で囲んだ2行ですか。この部分について。

(委員)

なしでいいと思います。

(委員長)

というご意見をいただいています。

(委員)

アンケートのところですよ。私立さんは欠席だったんですけれども、この会としてはきちんと成立した会であったことと、やはり保護者の意見というものが反映されるとすれば、いいも悪いも含めてそのアンケートだったと思うんですね。公立のいいところも実際に通わせてみてこうだったということではいろんな意見が出て、それはいい所も悪い所も実際に意見として出されていることは真摯に受け止めたと思っています。アンケートは保護者に行っているもので、これを削除することもないかなと思います。

(委員長)

いかがでしょう。委員これを削除する理由か何か。

(委員)

このアンケートのときに確かに我々は出席していなかったというところをつかれるところはあるんですけれども、決して出ていなかった理由がこのアンケートに対して反対したわけではなく、会議の意味があったところでは出なただけなんですけれども、このアンケートを実施したことによりどうのこうのではなくて、やはりこの委員会の中で複数学級なり人数なりを設定をかけたということであれば、あえてここで望ましいという意見が多かったというような文面はなくても、答えとしては適正配置は考えられているのではないかなと。答申の中にアンケートの答えをわざわざ入れなくてもいいのではないかなと思うだけです。

(委員)

私はあつていいと思います。

(委員長)

その理由といたしますか。

(委員)

アンケートを実施したことは事実ですし、こういう回答がたくさん得られたとい

うこともこの会で確認もしておりますし、なので保護者からの意見を反映させるべきだと思いますし、この2行しかないのが実はさみしいくらいであって、この2行はあっていいと思います。

(委員)

私自身も今言われた通りですね、このアンケートを実施、この場におきましても私随分発言させていただいた記憶がございますが、委員だけで一人歩きしてはまずいと、じゃあ保護者の方にいろんなかたちでどのように今現在試してみえるか、桑名市の小さな就学前の子どもさんを預かる保護者の意見を聞こうじゃないかということでもいろんなかたちで、じゃあ全部に出して無作為に出していただいて、その答えも聞こうということでもその数字が出たわけですね。これはやはり尊重したいという気持ちもありますし。この点線は省いてもいいですが、ただこの文言はちゃんと残しておいた方がいいと思います。以上でございます。

(委員)

この点線の中のアンケートの結果というのが、下の4行のまたから各年齢2学級程度が適当であるとする園の規模に結び付いていくんじゃないかなと思います。入れておいた方がいいんじゃないかなと思います。

(委員長)

もちろん委員おっしゃるようなここでの議論で望ましい園の姿というのも議論には出てきたんですが、ただそのときに保護者のみなさんがどう考えているのかという数字については、このアンケートの結果を参照させていただいたことは確かです。アンケートの結果を唯一答申の中で盛り込めるとすればこの部分かなということでも入れさせていただいたわけですが、いかがでしょうか。

(委員)

この2行について削除を支持をいたします。その理由はアンケートを実施するにあたって委員会で項目の設定がなかったということでございます。言わば事務局で項目を設定してもらいましてそれで実施したという経緯がございます。アンケートこういうことを聞きましょうということはこの委員会では諮られないままになされたアンケートであるとそれが理由でございます。

(委員長)

調査の手法について疑義みたいなものが指摘されていましたが、その点についてはいかがでしょうか。確かに詳細な項目の検討はなかったと思いますが、

じゃあアンケートをやりましょうという話と、こういう項目について聞いてみましょうというような相談の部分はあったし、それをいつまでにやりましょうというそういうようなところについてはこの委員会で議論はあったというふうに記憶をしているんですけども、それは議事録ではそうは読めませんでしたか。

(委員)

極めてこのあたりの自分自身の心の記憶をしている部分でありますけれど、突然唐突にアンケートが出てきたと。そしてそれが結果が出てきたという印象を心の中で極めて大きくもっておりまして、憤りを覚えた覚えがございますので、議事録を今確認はできる環境にはありませんけれども、子々細々に渡ってあるいはこういうことを尋ねましょうということについて委員会で同意を得たというところまでの認識はないままでございます。

(委員長)

議事録をもう1回確認するしかないんでありますけれども、ただ途中で退席をされて、ただその時間関係が私も忘れっぽいたちでありますから、忘れてしまいましたが、少なくとも成立している委員会でやりましょうということになってやってというその手順だけはちゃんとやっているものだというふうに認識しているんですよ。そうなりますとね、それについて今回の答申で全く触れないというわけにはいかないだろうというふうには思うのと、それからこの2行というのは、これは委員が追加で出している、この前これは入れないようにしようと言った2年連続で20人に満たない園から廃園にしていくという修正文案を公立幼稚園の適正配置の部分で今日追加で出しているんですけども、これはこの文章があればなお一層活きるんじゃないかなと思って見ていたんですけども。当事者の保護者の親御さんがそれが望ましいと言っているのに、今の現状はどうなのということで、僕だったらそう使うなって見ていたんですけど。その点はいかがでしょう。

(委員)

それはそれとしてそこはちょっと飛躍している部分だと思うんですね。私自身で思うところは、もしこのアンケートについて項目の打診や審議がもしありましたならば、公立幼稚園の保護者ばかりには聞かない、そうではないぞということを強く言おうと思った覚えがございますので、そこのところは項目について深く審議されたという認識はありません。よって削除を願いたいということでございます。

(委員長)

それだけにいついつの議論だったかなと思うんでありますけれど。

(委員)

そもそもこの委員会になぜ保護者がいないのかという議論が起こったと思うんですよね。公私立問わず保育所保育園幼稚園を問わず保護者の代表の方に出てもらうべきではないのかというような話がある中で、非常に人選が難しいという中で、ではそうした方の声を聞くためにアンケートという話になったと思います。当然アンケートも全ての保育園保育所幼稚園公私含めて取るのが望ましいというかたちで確認をしていたはずですが、もろもろの事情があって公立の幼稚園のみのアンケートで仕方なしということになり、アンケート項目については事務局で作成したものをこの委員会の場で検討議論してそしてアンケート配布というような手順を追ってアンケートをしておりますので、その部分でなんら恥じることはないというふうに思いますし、アンケートというのはアンケートした人にとっては、どこにどう使われているのということで、全て保護者の希望をかなえるというわけではないけれども、そのこういう意見がありましたというものを一つのかたちとして載せるということはやはり大事なことなんではないかなというふうに思います。

(委員長)

いかがでしょう。

(委員)

本当の時間的経緯を知りたいと思うんですけれども、事務局でその辺のところを確認していただくことは可能でしょうか。

(委員長)

その部分はとりあえず置かせていただきますけれども、今すぐはあれでしょ。真ん中の2行の部分以外で何かありますか。ないとすれば一旦休憩しましょうか。

(委員)

最初に私の修正文案を事務局の方から紹介してもらいましたけれども、それは私が発言したと理解してよろしいでしょうか。ここで改めて言わないと素通りされているような気がするんですけれど。それは私が発言したと理解してよろしいですか。

(委員長)

それを入れてというふうに。

(委員)

ぜひ入れていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(委員)

今委員が言われた入れてほしいというのは公立幼稚園の適正規模のところですか。修正案文で5歳児20人以下の園児数、

(委員)

先ほど事務局から説明していただいた廃園基準、それから定員について、それからその定員基準にしたがって統廃合を進めていくという文章ですね。

(委員)

実際桑名市の場合、10人以下の場合2年続くと休園でしたよね。ここに廃園となっているもので、修正案で、えっというふうに私びっくりしたんですが。適正規模。

(委員)

これも再三我々が委員会の中で発言させていただいたことを入れさせていただいたわけでありませう。

(委員長)

すみません、それとともに今の追加提出分の5歳児20人以下の園児数が複数年続いた場合に廃園とするというこの手法に関してで言うと、前回の議論で順次基準を適正運用することで廃園していくという表現は削りましたよね。ですのでこちらに入ると考えていいんですか。

(委員)

前回のものについては、今の現状の24園からという解釈でおったわけですが、今回私がこの中に入れさせていただくのは、5園案だろうが11園案だろうがもともとこの委員会が立ちあがった1つの大きな理由が集団の確保でありますので、5年後には確保できても、10年後15年後には当然同じようなケースが考えられますので、そういう場合は基準にしたがって、子どもの集団の確保のために統廃合を進めていくということです。

(委員長)

だから、これタイトルが適正規模と複数年保育なんですよ。

(委員)

だから適正規模を守っていくために、集団を確保するためにこの基準を適用していくと。

(委員長)

だからこの基準というものを、1クラス20から30、異年齢の連続した保育、各年齢2学級程度という基準を出しておけば足るんじゃないですか。それに足りない幼稚園というのをどうするかというのは、この基準に従う限りはたちまち問題にならざるを得ないですよ。それを廃園にするのかどうかということではなくて、そもそも廃園というのは一つの方法ではありますが、どういうふうにするかというための基準をここで作ったんじゃないのかなって思ったんですが。

(教育部長)

先回の議論で11園案と5園案があります、そしてもう一つ24園に対して云々というかたちは3つの案になってしまうから、提案をされた方がいわゆるきちんと明確にした方がいいだろうと、両論併記というお話を含めてそれはちょっと取り下げてほしいというようなご要望があったので、それを混ぜ返してくるのは少しまた答申の中であいまいさができると思うので、それはやはり1と3が当然リンクしますので、その辺はここへ入れない方がいいと思います。

(委員)

19年の答申をきちんと理解していないところもありますけれども、10名以下の園児が2年続いた場合は休園措置をするということについて、私が課長からお聞きしたのは、当初の理解では2年続いたら休園にして再募集なんか想定していなかったんだという話でした。けれど現実には毎年のように募集をかけて10名集まると再開をするということで実際統廃合は進まなかったということがあります。今回この答申で、確かに委員長言われるように我々がそういう理解で書いたのにも関わらず、実際運用のところでは今後10年15年経ったときにまた同じように1ケタのクラスが存在しても統廃合はなかなか進まないということは十分想定されますので、基準については明確に決めて、ここに入れていった方がいいだろうと考えます。

(教育部長)

私が申し上げているのは、人数を確保して再編するために11園案あるいは5園案ということを検討していたわけですから、その議論は少しおかしいのではないかなと思います。

(委員)

11園案というのは、この類似団体の状況を見ていただくとわかると思うんですけど、現実的に集団の確保はすぐ崩壊してしまうことは目に見えているわけですよ。

ですので、急激な変化を避けたいという、そして現実問題で公務員の先生のくびを切ることはできませんよと議論の中で11園案が出てきたというふうに私は理解しています。

(委員長)

そうご理解されるのは自由なんですけれど、とりあえずこの答申では11園案を目指しましょうというのと、5園案を目指しましょうという2つであって、そのためにどうするかの基準については3のところでも明確にしました。ですから、確かにご指摘のあったように、4歳児5歳児だけではなくて、5歳児だけの幼稚園も実情に応じて出てくるし、ひょっとしたらこれをなお一段統合しなければいけないという議論は出てくるでしょう。その時にはいつも20人30人異年齢各年齢2学級というものを重要視しておきましょうねというようなことを書いておけば、そうするとことさら20人以下の園児数が複数年継続したら廃園とする手法についてここで書く必要は私はないんじゃないかなというふうに思うんですけどね。同じ意味で議論が拡散するかもしれませんが、だったらそれを、さっきも申し上げたように、公立幼稚園の保護者さんがそういうふうに言ってるよというのはこれ最大の公立幼稚園にとってみると根拠であり、あるいはある意味諸刃の剣的な部分ではありますが、保護者がこう言っているんですよというのはすごく大きなことだろうというふうに思うんですけどね。だから、その意味で私はこの点線の2行はこれは残しておくべきなのではないかと思うんですけどね。いかがでしょうか。

(委員)

そうしますと例えば11園で再編が行われ、とある幼稚園が2年連続で19名でございましたと。さてどうするかということについてはここでは触れられないわけですね。

(委員長)

ですね。はい。

(委員)

そこにおいては、その場その時のみなさんにお任せしますよとこういうことですね。我々としては方針を出さないと。

(委員長)

そうですね、この基準だけを出しておけば足るんじゃないかと。

(委員)

それでは、おそらく過去の信頼関係の中で理解すると、おそらく失礼ながら進んでいくだろうと。だから文言として一つ入れておくべきだと。先に前回の委員が言いました部分を削除したという部分とこの部分は若干ニュアンスが違うことをご理解いただきたいですけれども。あの時は手法として24園を減らしていきますという中でのそれだったんですけれども、今回のそれは再編した園が今度どうかということの議論ですので、若干ニュアンスがここで異なるので、それを消したからこれ必要ないんじゃないかということとはちょっと理解は難しいところじゃないかと思います。

(委員)

委員会の場で1クラスの適正人数が20人から30人が望ましいねというような確認はしています。そうなるためにどう再編していくのかというようなかたちで議論が進められてきたはずであって、1クラスの廃園基準なるものというような言葉は議論はしていませんし、20人で切るというのは話としては出てはいたけれど、委員会の場でそうだねという話にはなっていなかったと思います。ですのでこの場で書くということについては、それは委員が言われたことを含めて不適切だと思います。

(委員)

先ほど委員長が言われたようにこの文面をもってこれを下回った場合は統廃合をしていくことは止むを得ないという理解で教育部長よろしいでしょうか。

(教育部長)

委員長はそうやっておっしゃたんですか。

(委員長)

統廃合は止むを得ないということじゃなくて、それは当然検討の中に入るでしょということでもありますね。これが望ましい基準なんですから。

(教育部長)

今の委員と言われることとは若干の違和感を感じますが。

(委員長)

そう、統廃合ということを最初に打ち出すのか、それともこれは望ましくないねということで議論を始めることとは違うんですよ。いつも思うんですけど、基本的に基準があってそれに満たないところはぽんぽんぽんぽん民営化あるいは潰していけばこれは本当に楽だと思います。行政もそれだったら楽だろなと思います。それができないからこういう委員会でかなりの議論をしながら、そしてようやく僕はたどり着いたこの基準だと思うんですよ。この基準をこれだけの20回近い3年の議論をしたわけですので、これを無碍にはせんだろうと思いますよ。今までの信頼関係がどうかは知りませんが、これは無碍にはできない。けれど検討はするでしょ、これを下回るような状況になった時。ただそれをすぐに休園・廃園というかたちで打ち出せるかどうかというのは、これはある意味、私自身がその政治の立場にいるわけではないので何とも言えない。けれどもそのために3年間やったんじゃないの、足掛け3年やったんだったんじゃないのっていうことだけは言えると思います。

(委員)

すみません言っても言わなくてもいいことを議事録に残すために言わせてください。教育部長は間もなく教育部長でなくなると思うんですよ。そうすると3列目から向こうにいらっしゃるみなさんがその席にお座わりになるということも十分考えられます。このみなさんが我々の3年間の、真ん中ちょっと我々は空いておりますけれども、それらを十分に踏襲して、桑名市の幼児教育をこれから大いに極めて公私共に正しい方向に導いていただくこういうふう理解してよろしいでしょうか。

(教育部長)

おっしゃるように行政はその当時その当時によって人が変わりますので、それについて云々ということは私も申し上げない、私の賞味期限ももう少しかもしれません。やはり、その時々で方針がぶれるとようなことはありませんので、これは十分引き継ぎというものをしながら、踏襲されていくと考えていただいて結構ですので、それは明確におっしゃるとおりでございます。

(委員)

この再編はやはり公立幼稚園のことをやってきて、2年ちょっと集まっていたいて、その再編という言葉もすごくひっかかりましてずっと地域の園として長年桑名市、それこそ否定された7年教育というふうやってきて、地域の中でもきちんと存在してきた中で、その廃園という言葉が私はすごくこだわってしまうんですが、

やはり休園があつて閉じていく、どちらかという閉園という言葉にさせていただきたいなと思っていました。

それとですね、再編というのはやはりこの会議は暗い感じに行く会だったら、市民の人に申し訳ないと思っています。だからやはり再編をされることによって、私は減っていくかもしれないということは片隅に置いておいて、私は前を向いていきたいと思います。それで20人以下だったら廃園にするとか閉園にするというのはやはりこの会に向いていない言葉だと思います。先ほど委員長が言われたように、そういう結果が出てきたときにやはり考えていただく、その考えの視点にあるのが子どもにとってどうなのかということで考えていただけると私は信じているんです。ですから20人以下だったら廃園、そういうのは必要ないんじゃないかなと思っています。

(委員)

私たちもずっとそのように信じてきました。で現状課題が発生してきているわけですので、できる限りそこで次の世代に残すために明確な一文があることによって、次の世代が楽になる、こんなふうに理解いたします。

(委員)

ではこの会議尊重されるということですので、信じていただきたいと思います。

(委員長)

ということではありますが、今までのやりとりも一応この議事録については全部付けてお出しをしますので、その点については本当に信じていただければなと思います。今の段階ではそう思わざるを得ないと。

(委員)

アンケートのことなんですけれどもね、私たまたま資料がありましたので、第9回の検討委員会でアンケートの内容を検討してこの会議で、10回で結果をみんな分析をしたという記録が残っていますので、それは必ず載せなければいけないものと思います。

(委員)

ちなみに9回は何月何日ですか。

(委員)

10回が10月18日で、9回が8月11日です。

(委員)

承知しました。両会ともに我々はおりませんでしたね。

(委員)

子どものためにというのであれば、いかに集団の確保をしていく仕組みを作っていくかが私は子どものためだと思います。現実桑名市はそのような状況になっていない。地域の需要や保護者の需要を考慮して集団の確保がなっていないという認識は共通してもたなければいけないと思います。

(委員長)

もっているからこそこうして。

(委員)

ですので集団の確保ができなかった場合は、やはり何らかのかたちで検討していかなければいけないという共通理解も持つべきではないかなというふうに思います。

(委員長)

それがあから11園なんだよね。その11園にするよというときに委員はそれはすぐに今のこの基準からはだめになっていくから、その時のことをちゃんと考えなければいけないよということをおっしゃっていただいている、それはそうかも知れませんが、他の委員のみなさんはそこにちゃんと書いておけばそれはきちんと議論はしてくれるはずだ、そして教育部長からも行政の継続性から言ったらそういうふうにはしめすと議事録に残しているんですけども。それでも20人廃園という文言はいるんでしょうか。

(委員)

私の立場としては入れていただきたいですけども、教育部長がそういった状況になればきちんと再度協議するというのをこの場でお約束していただければ、それで結構です。

(教育部長)

私がそれを申し上げることはない。今委員としてやっておりますので。

(委員長)

それはもちろん。ただ行政の継続性というのはここでは図られるはずだという、

これがフィクションだと言われたら終わりですよ。

(教育部長)

行政の継続性については、今お答えしたとおりです。

(委員長)

すみません、文言を整理します。もう4時半になっちゃった。ほんとに5時半までには終わらしましょ。10分間休憩です。

－10分休憩－

(委員長)

本検討委員会の中ではというところの積極的な意見については積極的なを削ります。といった意見もある一方で、ここからでありますけど、「幼保一元化が計画実施されると私立保育園の運営危機となりかねない」また「国の動向もめまぐるしく変化している」「連携の難しさがある」などの意見もあった。こうしたことから、現状においては、本検討委員会において幼保一元化について一定の方向性を見出すことは難しい。よって、幼保一元化については、国の動向について十分注視しながら、慎重に検討することが必要である。なお、公私にわたって、幼保一元化を含めた研修の機会の充実が必要である。という文言にさせていただこうかなと思います。よろしいでしょうか。

それでは次の3番目のところでありますが、今までの議論の中で言いますと、真ん中の2行アンケートについては、これはやはり活かしていきたいということでしょうかと思います。

そして今回の再編では、一番下の2行であります。失礼、その前に。ただし、実際の園の規模については、私立と公立の共存、配置のバランス、既存園舎の活用等の視点から、前述の通り実情に応じた対応が必要である。前述が1の(2)の部分になります。ここで前述の通りという形にさせていただければと思います。

そして、なお、今回の再編では、公立幼稚園では4・5歳児の2年保育とし、というこの一文をぬこうかと、今回の再編では3歳児保育は実施しないものとする。また、これまでの経緯から、桑名地区の公立幼稚園の4歳児の定員は総数で180人とする、という文言でいかがかと。

(委員)

実情に応じた対応が必要である、のあとに今後人数を含んだ休廃園規定をつくらたい、つくることが望ましいと考える、と入れることを提案いたします。

(委員長)

この後に、今後人数、

(委員)

人数を含んだ休廃園規定をつくることが望ましい。

(委員長)

はい、20人で、どうするという話について確かに今までここでは議論していないですね。ですので、それを何度も申し上げますけど、ここでは適正規模と複数年保育について議論した結果をまとめていて、そしてそれを尊重してくださいねということが今までの議論の中で今回の議事録のなかでかなり何度も何度も念押ししていただいております。

ですから、何度も言いますが、この答申と議事録と付属資料をセットにして提出したいと思っていますので、議会の議論の中でもそれをワンセットでこれから改めてこの答申を受けての実施計画について、市が議会に説明し、議会もいろいろあるだろうと思います。ですからそういう中で、行政の責任として、今度議会答弁の中で、そういう議論が出てくるのではないのかなというふうに思っていますので、そこまでこの答申の中に書き込むというのは、私としてもこの委員会としてもちょっと厳しいんじゃないのかなと判断せざるを得ないですが。いかがでしょうか。

(委員)

確かにそうかなというところも思いますが、答申の中で今回でもずっとやってきたんですけども、19年答申に合わせてずっと話がきていますよね。であれば、確かにそれから外れるよというふうに言われるかもわからないんですが、ある部分、この答申の中にそういう言葉を盛りこまないと言葉はごめんなさいという言葉がいいのかわからないんですが、答申の中に入れることによって例えば次の5年後位に、こういう会議がもたれた時に、話の題材になるのか、はたまた実施計画の中でそういうふうに考えていただけるのかなという含みをもって、入れることに关してはさほど問題ではないような気がしないでもないんですけども。方向性というか。ごめんなさい、ちょっと言い方がおかしいのかな。方向性というか答申の中に載っていないことはできませんよということがこの会議、非常に多かったと思うので、もし入れられるのであれば、そういう言葉もあってもいいのかなと。考えていただく材料として出しておくのもいいのかなという意味合いではまんざら悪くないのかなというふうに思っています。

(委員)

あの19年度答申の具現化というのが一つのこの委員会の命題であったと思います。その方針としてその中身として11園案あるいは、5園案というような具体的な案を検討したということで確認はされている訳ですよ。じゃあ11園にしましたよと、11園にしたところ、それでもこの会で確認した適正人数が集まらなかった場合はどうするのかという部分については、確かに議会等の場で問題になるのかもしれないけれども、その答弁について、この会で何も確認したわけでもないのでその部分については、後々のことにお任せしてはどうかと思います。ここに触れるのは、ちょっと違うのかなと思います。

(委員長)

はい、いかがでしょうか。

(委員)

触れるのではなくて、例えば統廃合について考えるという文言を入れるだけですよ。何人規定が正しいというそういう意味ではなくて、統廃合に対してそういう規定を設けるようなことを実施計画の中で挙げる。そういうような見えるものを、ざっくりと書くだけという意味であってもいいのかなというふうに思うんですけど。確かに話し合いはしていなくて何人規定が正しいというそういうのではなくて、方向性としてこういうふうに答申の中で考えていってくださいねという言葉があることによって、できるのではないのかなというふうに思うので。細かくじゃなくて。

(教育部長)

この3のところは公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育というのがテーマですよ。今のだと再編の適正配置に関わりますので、そのところでは議論を尽くしたわけですよ。今の委員のおっしゃることも当然議事録には載せて、今後、それもセットで委員長が考えていただいているので、その辺で理解いただけないかと思いますけどね。

(委員長)

はい、どうでしょうか。

(委員)

19年度答申で、10人以下の場合は休園にしていくということをうたっていますので、それが生きているのか生きていないのか、ちょっと不明瞭なところもあります。できれば、適正人数を考慮し、基準の検討をしていくというようなニュアンス

のことが書けないかなというふうに思います。

(教育部長)

適正規模の学級の適正規模についてと複数年保育について書いているんですよね。ここは、今ありますように異年齢の連続した保育、各年齢2学級程度が適切であると、1学級20人から30人程度だという規模を書いているわけですよね。それ以上のことをここで議論するのは、この項目としてはね。

(委員長)

先ほどから申し上げているのは、ここでの項目で、手順まで書き込むことはないんじゃないのっていうことが一つです。それから、19年度答申の絡みで言えば、この種の答申というのは、今回の答申は19年度答申を受けているわけですから、その時に現状どうするのという時の10人の休園の基準というのは、多分これからも運用されるはずですよ。ですからそういうことも踏まえて今回の11園案という大幅に公立幼稚園を縮小していきましようという議論になっているんだということをおまえば、あえてここに先ほど委員がおっしゃったように、将来の手法について書くまでもないのではないかなっていう意見に私自身も賛同するんですよね。

(委員)

10人規定がきちんとうまくまわっていかなかったから、今回こういう再編委員会が立ち上がった。回っているようには見えないんですけども。やはり10人という基準があまり適切でなかった。しかも休園という表現の仕方が非常に問題があったというふうに思っております。

(委員長)

そのあたりは最初のころにそういう議論って結構ありましたね。

(教育部長)

最初のころにありましたけども19年度の云々ということじゃなくて、もう少し具現化したいと。私も何度か言いましたけれども、敢えて大なたを振りましようということここでここに集まっていただいてやっとなるわけで、それが今、休園規定が運用できていないかどうかということじゃなくて、すでに運用してますので、そのことではなくて更にですね、私どもが最初始めたのは子どもたちの集団の確保が何としても必要だということをおまえてですね、もう一段、私流に言うとおなたを振りましようということこれが進められておりますので、その辺はご理解いただきながら。おそらく大きな変革になると思っておりますし、相当のリスクをおまえてや

らざるを得ないだろうということもよくわかっての話ですので、その辺は十分ご理解いただけないかなというふうに思います。

(委員)

それでは今、申し上げた言葉をそこではなくて、適正配置のところのちょうど資料2と書いてある所に入れさせていただくという提案をさせていただきます。次の2案を併記することとした。そのあとに今後、人数を含んだ休廃園規定をつくることが望ましいと考える。

(教育部長)

もういっぺんいいですか。えらい申し訳ないんですが。よろしいですかね。先回の議論にまた戻るわけなんですけど、ここでは両論併記をしましょうという事で11園案と5園案に明確にしましょうというお話で、その他の意見については削除したわけですよ。例えば今、委員からあった24園の話もそうですし、それから時間軸の話も削除したわけですよ。これをまた復活させるような話になってきますので、まあ敢えて戻るといふことはいかがかなと思うんですが、どうでしょうか。

(委員長)

はい。私自身もこの点については、もう一つ24園案を自動的に運用していくことによって減らしていくよという委員の話も前回、削除しました。それと共に時間軸の話、あれがまさに11園を途中経過として最終的に新設5園という、これは11園があって5園があるというそういう話だから、これは議論をきっちり11園と5園の両論併記にするためには、それでいきましょうということで削除しました。11園から最終的に5園にしていくよという時には、当然のことならまさに20人の人数というものを厳格に運用していくという事で、多分達成されるものだろうと。その二つの部分を前回削除したという事から言うと、ここで20人の廃園基準というものを付け加えるという事は、これちょっといかがかなと思うんですけどね。どうなんでしょう。

(委員)

では、ちょっと教えていただきたい所が出てくるわけですけども。今、まさにどうして人数にかかるところの休廃園規定を作ることを提案しているかという、要するに、信用していないわけですよ。だから我々はいったい何を信じて日々の保育をそれこそすればいいのかという所の極めて抜本的な所が、対行政といういかにも行政を敵に回したようにしか実現し得ていないという所に、大きな、根本的なひょっとしたら相容れないくらいの深い溝がそこにあって、それを何とかして言葉

で補おうとしているわけですし、もし入れないという事であればそこをどんなふう
に解釈したらいいのかという所をちょっと解釈をいただきたい。

(委員長)

だから、この答申に入れないという部分についての説明は、先ほど申し上げた通り
であります。委員会としては、先ほど、前回の会議で、24園おのずと減らして
いくよという手法に関しての再編策については、これを文言には加えないと決めた
わけですから。だから、その1点に尽きるんですよ。で、委員がおっしゃる通り、
行政に対する不信で文言をとってというお話、これは、ずっとお伺いしています。これ
ほど行政に対しての不信が根強いものなんだなということについては、毎回、認識
を新たにするわけなんですけど、だからと言ってじゃあこの文言に全てを盛り込ま
なければいけないかという、今申し上げた通り適正規模と複数年保育の部分につ
いてきっちりと保護者のアンケートもこうだよという事さえ書き込めばこれは、私
は足るんじゃないかと思うんですが。それが甘いというふうに言われてしまうとそ
れまでなんですけどね。

(委員)

まさにそのあたりだと思うんですよ。信じるか信じないかという部分ですけど
教育部長ならおそらくおやりになると思うんですが、次の世代が来るわけですから、
そこに言葉をつなげていく必要はないのだろうかと提案しております。

(教育部長)

こうやって議論いただいてそれこそ足かけ3年でございしますが、こうやって議論
いただいたことについてはやっぱりきちんと記録もとっておりますし、それも私が
そのままどうなるかわかりませんが、きちんとそのあたりは、引き継ぎもして
いきますし、委員さんから行く信用していただけなかったことについては反省も
当然思うわけですが、これからは脈々と今のお考えとか、この議論していただいた
ことについては、きちっと引き継ぎをしていくということでご理解いただきたいと
思います。

(委員長)

一応そういう形でお願いできればと思うんですが。いかがでしょうか。

(委員)

ちょっとずれますがよろしいですか。先ほど、定員は総数180人とするという
まとめ方だったと思うんですが、私が求めているのは定員の総数は180人と。総

数が180人にかかってしまうと、今までの180人の中に納めればいいんだよという解釈にもとれますので、定員の総数は、180人を超えないあるいは最大180ですか。

(委員長)

定員の総数。

(委員)

はい、定員の総数という表現でお願いしたいと思います。

(委員長)

定員の総数は180人。私が申し上げたのは定員総数。

(委員)

定員は、総数180人とする。という事だったと思いますので。私は定員の総数は最大で180人にする、という表現でお願いしたいと思います。

(委員長)

えっと、具体的に違いがあるんだっけ。

(委員)

最初、委員長がおっしゃったのは、全体で180人だよという解釈もできますので、あくまでも定員の総数が180人であるというような書き方をお願いしたいと思います。

(委員長)

定員の総数っていうのは。

(委員)

一般的にいうのは、定員というのはどこどこ幼稚園4歳児何人ですよ、どこどこ幼稚園何人ですよというのが基本と思うんですが、桑名市の定員というのは、全体で180に収まっていればいいじゃないかという解釈なんですね。それは、我々としてはやはり改善をしていただきたいということで定員の総数はという表現にしていきたいと。

(委員長)

そういうことね。

定員の総数は、今の点はどうなんですか。

(委員)

先ほども話したように元々は、5か所で4歳児をやりたいんだと。30人かける5園から、どこか増やしたいってということで6園になって180人になったわけですけれども、元々は30人のかける5クラス、30人のかける6クラスという所から始まっているんです。現状からみると希望が多い所はどんどん受け入れて50人、60人受け入れますよと。これは、少ない所もあるんだから全体で180人に収まっているからいいじゃないかという理解で、我々にいつも来るわけですね。それは、今後やめていただきたいということです。きちんところこの幼稚園4歳児定員何人ですよ、ここの幼稚園4歳児何人ですよということをきちんと決めていただきたい。そういう意味で定員の総数はという表現をしていただきたい。

(委員長)

はい。どうなんですかね。そののところ。定員の総数という言い方。事務局の方で何かそれは。定員の総数っていう書き方でいいんですか。桑名地区の公立幼稚園の4歳児の定員の総数は180人というですね。どうなんでしょう。

(再編推進室主幹)

すいません。旧桑名市全体で4歳児180人という従来通りの方法でお願いをしたいと思っております。

(委員長)

全体でというところは、意見でいうとそれは、あかんよということなんですか。

(委員)

常識的に考えて定員というのは、各幼稚園に決まっているもので市全体で決めるものではないと思うんですよね。ここの幼稚園は4歳児何人ですよ、ここの幼稚園は4歳児何人ですよという事を決めることが基本だと思います。元々はそういう理解で、我々は30かける5園だということで受け入れたわけですから、元々の解釈に戻していただくということです。

(委員長)

はい。元々の解釈という話ですが、その点はどうなんでしょうか。

(再編推進室主幹)

この答申の読み方と言いますかいろんな取りようがあったのかなと思うんですが、ただ子どもの数というのは本当に市内全て均等ではございませんので、子どもの数がとても多い所もございますので、その保護者の方の思い、ニーズというものに答えていかなければならないという点もございますので、やはり、その点はどいう文言ですとそういうふうな読みになるかということをご検討いただきたいですが、あくまでも旧桑名全体で4歳児180人をお願いしたいと思います。

(委員長)

はい、どうでしょうかね。

(委員)

先ほどの説明だと結局、定員の意味をなさないわけですね。それぞれ各地区によって子どもの数が違いますよと、希望者も違いますから柔軟に対応したいと。それであるならば定員の意味がない。4歳児が、現在160数名ですけど、今から子どもの数が減ってくるわけです。もともと30かける6で我々は受けたわけですけども、実際は全部で180以内ならいいという解釈の中で運用されているんで、定員の意味をなしてないのが現実です。この会ではきちんと元の我々にそういう話が合った時点に戻していただくという事です。

(委員長)

定員をという話でありますね。いかがでしょうか。ただこれについては公立幼稚園の場合、定員の明記というのは募集要項のところになされる、それとも全体でいうふうに募集要項に書くんですか。

(委員)

一般的には各幼稚園で書くもの。

(委員長)

一般的には各幼稚園で書くものなのか。

(委員)

桑名市の場合は桑名市で。

(委員長)

桑名市分で180人という書き方をしているんですか。

それを定員という形で市民の皆さんにお知らせをしているんですか。

(委員)

はい、やっています。

(委員)

例えばですね、私立幼稚園を4歳で希望されて、私立さんだったら受け入れられると思うんですよね。でも、保育の中で公立幼稚園に入れたい、初めての集団生活でやはりゆったりと4歳に入って集団生活に溶け込んでいけるようにと思われた時に、今のように1か所に30以上ある所が希望されるという事があると思いますし、あり得ると思います。やはり、いくつかの選択肢の中で、その中で4歳の所に通いやすいとかいろんなこともあって、そこに集中した場合は、やはり30を超えるということがあるので、今まででのように総数で180というふうにお願いしたいと思います。それで園が減っていく中で、やはりそこまで縛ってしまうと、保護者の方も困るんじゃないかなというふうに思います。

(委員)

先ほどの委員の解釈だと、この仮に11園案になった場合も人数が増えれば定員を変えていくような雰囲気にも感じるんですけども。何度も同じことを言って申し訳ないんですが、基本的に定員というのは各幼稚園に設定されるべきものですので、この際にぜひ正常な形で共通理解をしていただきたいと思います。

(委員長)

ただ市民の皆さんには180人で広報しているというのも一方で事実なんですよ。

(委員)

それを超える場合は公開で抽選をするんですよ。

(委員長)

ですのでそれを正常というよりも、市民の皆さんには今までそういう言い方をされていて、委員の言い方だと、来年からはこの園については何人この園については何人と定員をきちんと決めて、募集をかけるべきだということですね。

(委員)

はい。それが元々の我々との話であったにもかかわらず、そういう都合のいい運

用のされ方をされてしまったと。ですのできちんと正常な形に戻していただきたいという事です。そういうことをしていただけるか、していただけないかが信頼関係の構築の部分だと思います。

(教育部長)

今お話しいただいた部分、私もずっと委員さんの話も分からんでもないんですけどね。その中でどういうんですかね、微妙なところありますよね。総枠で定員やつとるのか、それとも園に分けてという話ですが、その部分はですね、今後検討させてもらわなあかん所ですが、例えば双子さんとか兄弟さんとかいうケースもありましたのでそのあたり弾力的に考えていただけるんじゃないかと思いますが、今のお話については、元々の定員の設定の仕方も問題があると思いますので、今現在は、公立幼稚園で180という事で募集をかけると。次、大きく変革していく中で、また募集のかけ方、定員のかけ方も変わってくると思いますので、現状から委員からこういう形で考え方を示されたということは理解をさせてもらいますので、今後定員を設定する時にそのあたりも少し加味をしなあかんのだろうなということは思います。ただ、現状はそういう形で公立幼稚園4歳180ということで、今までやってきた事がありますので、ただ今繰り返しになります委員からそういうご指摘があったということは、しっかり受け止めさせてもらおうと思います。

(委員長)

いかがでしょう。ここまでの議論があったわけなんですけど。

(委員)

勿論、委員ばかりではなくて我々が深く深く思う所で、かつ多いから入れるというそういう空気が流れましたね。これが実は、過去20数年間、桑名の幼稚園の行政の中で流れている空気なんですよ。こっち多いからこっち入れましょうよとこの空気できました20年。20数年ですね。ですからここんところでこれを改革していこうという気持ちがないならば、今、委員が言うように信頼関係にまでつながることが極めて困難と思います。それをつなげるために今、文言を入れようとしている。そのあたりの所をどうぞお汲み取りをいただきたいと存じます。

(委員長)

どうでしょうか。実はこれは最後にご提案しようと思っていたんですけども、今回までで19回の議論を重ねてきて、今日の議論もそうでありますけど、私学さん中心に行政に対してのこれまでの不信感というのがすごく根強い。ですからこの答申もある意味、私自身は情けないスタイルになりつつあると思っています。つまり

合意したことだけしか書かないという事になると、この委員会としては、どんどん内容が薄くなっていく。だから、会議録もたくさん、全部付ける。会議録と資料でこんなんになると思います。そしてその上に載っている資料が4ページ5ページくらいになってくる。

そして、その資料に私は答申と資料の別添で、特に教育長さんに対しては、僕、最後に提案しようと思っていたんですけど、皆さんから、皆さんのお名前入りで数百字、まあ200くらいが限度かなと思うんですが、所感を出していただけないかなと思うんですよ。要するにここでは今ずっと議論しています。そして、もうすぐ決められた時間、終わっちゃうぐらいなんですけど、全部終わっていませんが、その中で言えなかったこと、あるいは盛り込めなかったこと、しかしこれが基本なんだよとお考えになっていること、これは私立幼稚園、保育園の方々もすごくお持ちだろうし、おそらく教育現場にいらっしゃる方、それから地元の方もそれは思っていると思います。ですからそういうことをどの項目についてでもいいですからそれを最後に200字程度で、そしてそれを私預からせていただいて、それで教育長さんに答申をするときには、こういう意見があるんですよという事を改めてお伝えをしたいなど、そういうふうには思っていたんですよ。

今のようなお話もある意味相互扶助の話です。定員の設定の仕方を各幼稚園で行くのかそれともトータルで行くのかというのは、おそらくそうじゃなかったよなという食い違いはいままでずっと来ていますけれども、これを11園に再編していくにあたってどういうふうにしていくかという事について、例えば特段のその点について実施計画で必ず実現してもらわないと困るんだと、今までの経緯があるから、それが行政と私立の信頼関係の第一歩なんだということを書いていただくというやり方も僕はあるだろうというふうに思っているんですね。

そのこともちょっと頭に入れて、もしもそのやり方をみなさんがOKだよという事があるのであれば、それを3番の所も、まあ全部にわたっていろんな議論が出てくると思います。おそらく登園方法についてはいろいろとご意見があると思いますが、一応ここでまとめたもの、そしてそれに各委員の記名で、書いていただく方だけで結構ですので、全員に書けなんて言いません、書ける方はそれを意見で所見で書いていただく、そういうことをご提案しますけれども、そういうやり方があるのであれば、まずはそういうやり方で所感を書きたい人は書くということはどうでしょうか。

(委員)

いいと思いますね。ただ200字というとあっという間ですので、まあA4で何枚かくらいのざっくりとした。

(委員長)

何枚かという、それはそれでたくさん書いた方、ちょっとしか書かない方というのが出てきますのでね、ここは言いたいことを1点だけ200字くらいでまとめていただくというのはどうかなと思うんですけど。

(委員)

200字だと多分、謎解きのようなことになると思いますので。もうちょっとA4、1枚だと800から1000くらいの感じですけど。且つこれはどんなふうに扱われる文書になりますか。公開されますか。

(委員長)

答申と共に教育長にお渡ししたいと思います。

それを、どういうかたちでするかでありますけれども、それは、みなさんの意見次第でありますけれども、ただ、この議事録と照らし合わせれば、たぶんこういうことなんだなということがおわかりだろうとは思いますが、文章が短かければ、それに意が尽くせない部分もありますので、私自身は、それ自体は、非公開でいきたいと思ってます。ただ、教育長さんにはしっかり伝えさせていただくということでどうかなと思いますが。

(委員)

今の委員長のご提案は私も賛成です。ただ、その、確かに議論は尽くせてないし、それぞれの思いはたくさんありますけれども、やはり、200なら200とあるいは300なら300と字数をきっちりと区切って、その中でどうしても伝えたいことに絞った所感にしないと、3枚でも4枚でも書いていいということになると、もう、整理もつかなくなるし、本当にこのことだけをという部分で字数制限をいただきたいと思います。

(委員長)

ということで、所感を書いていただくということについては、そういうことでよろしいですかね。

(委員)

はい、賛成です。

(委員長)

そうしますと、委員は、確かにたくさん書かれないことがあるだろうということ

は重々わかりますけれど、例えば、この委員会そもそものあり方の部分に絞って書いていただいてもいいと思います。マネージメントという話で最初の議論がありました。その議論についてお書きいただいてもいいでしょうし、委員、もっと他のところで書きたいという部分が、たぶんこれから、私立公立の共存の部分とかですね、公私の保護者負担是正の部分なんかで、たぶんいろいろとご意見があると思うんです。

今日、ご提示させていただいている部分については、今までの議論の上澄みの部分しかすくっていません。あえて、対立を呼んでいるようなところは、できるだけ、もう、まとめるために捨てています。

ですから、その部分を浮上させるということであれば、確かに300字、200字か300字ということでは非常に少ないかもしれませんが、そこでお書きいただくということで。じゃあ、それを前提にさせていただいてよろしいでしょうか。まずは。よろしいでしょうか。

(委員)

最後の方にたくさん、また、発言させていただこうと思っていたんですけども、先ほどの、ペーパーをもって意見を主張してくださいと、ここでは最小限にします、というようになってしまうと、私としては、ちょっと納得いかない。

(委員長)

それは、これからきっちりやらせていただきます。ただ、今のように、行政に対する不信の話で、文言の話でぎりぎりもめていっても、ある意味不信の溝というのはなかなか文言で超えるものでもないような気がします。だとすると、こういうことで象徴されるようなことで、ひとつひとつやってもらわないと溝は解消されないよというようなことを、後程コメントでいただくというやり方もあるんじゃないかなと思って、ご提案申し上げたわけであります。

ということをお願いしていいかなということで、まずご了承いただいたということでもよろしいでしょうか。文字数については、やっぱり、300字が限度かなと思います。あんまり長くてもいかなのでしょう。ワンポイントでお願いしたいと思います。それはまた後程ご提案させていただきます。

それを含んで、先ほどの最後の一文でありますけれども、やはり、ずっと議論を聞かせていただいて、行政に対する不信感は非常に根強いものがあります。それが、なるほど、30かける5が30かける6になったんだという過去の経緯で十分理解は致しました。

しかしながら、一方では、市民のみなさんには、総数の180人定員というところから言えば、各園に定員を貼り付けて、その積み上げでの180人というのは、

これは、少なくとも現状ではそういうやり方はやってないということも当然であります。ですから、その意味で、定員総数を180人ということに付け加えさせていただいて、それで、議事録とそれから、議事録の中では180人としたということについては、一方では、定員の総数は180人という議論もあったんだけど、それについては、過去の経緯はこういうことがあったんだけど、ここでは、市民のみなさんに対して、180人の総数の定員でお示ししているの、まず、当面はそれでいく。

ただ、11園、5園の際には、当然のことながら、定員の見直しというような話も当然含まれてくるだろうということを申し添えて、そういうかたちでこの文案はいきたいなと思うんですけどいかがでしょう。

(委員)

何度お話をしても、もう、意見が食い違ったままであると思うんですけど、私は、正常なかたちに戻すべき時は戻すべきだと。これが、桑名の独自のやり方だということ片づけるのではなくて、定員というのは、本来、各幼稚園にあるべきものであって、全体で考えるべきものではありませんので、本来のきちんとしたかたちに戻すべきだというふうに思います。総数で180人であれば、あまり意味のない定員だと私は思っています。

(委員長)

すいませんが、一応ご理解いただきたいと思います。

で、すいません。5時半です。ここで終わるわけにはいきませんので、すいませんが、残りの部分、4、5について、4番目のところから、すいませんが、できるだけ早めに議論していきたいと思います。はい、お願いします。事務局の方でちょっと説明をしてください。

(再編推進室指導主事)

4番の私立と公立の共存についての部分です。事前にいただいた部分については、修正をする説明の中でお伝えをさせていただこうと思います。

まず、委員の方から修正をとということでご意見いただいております、互いの理念を一つに、というのは、確かに、桑名の子どもたちを育てるという点では一つの理念であるというふうに思いますので、このようなかたちでの削除で意味を通じていただけるのではないかとこのように思っております。

それから、委員から、前のところでもご指摘がありました公私立問わず、小学校との連携体制をつくることは大変重要なんだというようなご発言もございました。その意味も込めまして、こちらに2文、またから重要となっているまでの部分を挿

入してはどうかということでございます。

それから、私立園の安定的な経営をという部分で、委員の方から、ご指摘の方ございました。こちらも、私立と公立の共存というようなかたちでの修正でいかがかなということでございます。

それから、事前にいただいておりました、ご意見の中で委員の方からは、待遇格差の是正とか、私学の振興も積極的な表現でというふうに含んでいただけないかということもございましたので、これは、(2)の公私の保護者負担是正とも絡んでくるのかなと思っておりますので、合わせてお願いしたいと思っております。

3人の委員からいただいておりました、だれが見据えていくのか、当然この答申ですので、いただくのは市が見据えていくことになるのですけれども、あえてここには、市にはというかたちで加えてはどうかというような表現でさせていただいております。

修正案としては、以上のところですので、とりあえず、読ませていただきたいと思っております。

4 私立と公立の共存について

市内の私立幼稚園・保育園、公立幼稚園・保育所は、共に桑名の子どもを育てる就学前施設として、共存してきた歴史がある。今後も多様な形態の就学前施設の中から、保護者が子どもや家庭の状況に応じて、幅広く選択できるような環境づくりを進めていくことが必要である。

また、私立公立、幼稚園・保育所(園)を問わず、小学校との連携体制を充実させることは、ますます重要となっている。

今後さらに少子化が進むことも想定される中、桑名市の就学前施設として、未来を担う子どもたちの確かな育ちを支えるその役割を果たしていく上で、私立と公立の共存は不可欠なものであることから、市には再編後の園児数の動向や経営状況等を見据えながら、課題解決に向けての必要な方策の構築が望まれるでございます。

なお、追加でいただきました修正の文案といたしましては、今回お渡しした中にありますように、委員の方から、公費負担格差の是正の問題や経常経費補助を、というような文と、それから同じく委員から、公立と同様に公の役割を担う私立の経営を圧迫してはならない、というのを追加でというのと、あと委員の方から、課題解決に向けての連絡協議会等の恒常的な会合の設置をというような部分でご意見をいただいておりますので、併せてご説明をさせていただきます。説明としては以上でございます。

(委員長)

それでは、各委員から、ご意見をいただければと思いますが。一応、ある程度みなさんの意をくむかたちでの文案にはしてあるつもりであります。今日いただいた

部分については反映しておりません。いかがでしょうか。

(委員)

先週末提出させていただいた分というのは、どのように反映されてくるのでしょうか。

(委員長)

は、これから文案に盛り込むか盛り込まんかという話になるかと思います。今日で言うと、経常費補助と私立の経営を圧迫してはいけないという2点ということですよ。

(委員)

はい。

(委員長)

であります、それをどういうふうに入れるか。おそらく、課題解決の中に、その課題の中には入ってくることなんじゃないのかなと思うんですけどもね。たとえば、課題解決に向けての必要な方策の構築、非常にあいまいな言い方ではありますが、この中に、公私負担格差の是正のために、例えば、私は反対ですけども、人件費の補助をするのか、あるいは、経常費補助を含めるのか、というようなことを、具体的な方策として市が取り組むということで読めるんじゃないかなと思っています。

(委員)

最後の、課題解決に向けての必要な方策を構築するというのは、読めなくはないんですけども、やはり、この文章だけでは、非常に弱いというふうには私は思います。現状として、我々から見ると、問題意識が非常に希薄でありますので、きちんとどういうところが問題なんだと、そしてそれに対して助成をしていきなさいというような答申にぜひしていただきたいというふうには思います。

委員長も、以前、この委員会の中で、私立公立の先生の待遇の格差の部分については、この、削減された部分は充てていくように、提言書でまとめていくというふうにはっきり言われておりましたので、そういうかたちで、どういう問題が今存在して、この再編によってこういうふうには課題解決をしていきなさいということで、具体的に書いていただきたいというふうには思います。

(委員長)

で、そうしますと、具体的にどこにどういうふうな文言を入れていきましょうかね。

(委員)

私としては、私が提出した文章を入れていただくと、ありがたいんですけども、ここだけ、やけに具体的になってということもありますので、そこは、また、事務局の方と調整をしていただければと思います。

(委員長)

今日が、できれば、みなさんが一同に会するという意味で言うと最後の委員会にしたいので、できるだけ具体的な文案でご提起をいただければなと思っています。

(委員)

私としては、公立と私立の教員が同じ職業についているにもかかわらず、教員の給与格差が非常に大きいということは、非常に大きな問題であると思いますので、私としては、この文章のまま入れていただきたいと思います。

(委員長)

というお話ですが。

(委員)

教員の給与格差、これ、前回、前々回も私、前の何回かの時に私言わせていただいたんですが、こういった私立と公立の賃金格差、これは、民間が押さえすぎている、あるいは公務員が、公務員というか公立が高いんじゃないかという話が出たんですが、私自身は、公立も低いと。だから、民間はもっと低いから、民間の方を上げたらどうですかというようなお話をしたことがあるんですが、だからこういったかたちは、ここでは載せる必要はない。もし、載せるのであれば、もっと、私立の方も、いわゆる理事長がいくらもってっているとか、あるいは雇われ校長がものすごく少ないとか。だから、経営者がたくさん持っているとかね、そういうような、いわゆる保護者の方が、私、そういうところも指摘してほしいというような声もあったんですよ。これは20日の日です。

(委員)

委員は、本当に誤解されていると思います。10年ほど前の統計なんで、必ずしも正確ではありませんが、私立幼稚園の園長、イコール理事長の場合も多いんですけども、平均年収はだいたい600万くらいです。600万というのは、だいたい、

公立の一先生の平均くらいであろうと思います。

この委員会でも、われわれの収入と支出の方を出ささせていただきましたけれども、公立の幼稚園の先生なみに給料を出そうと思うと、とても今の収入ではやっていけなくて、保育料をおそらく5万、あるいはそれ以上にしていかないと、とても、そのような給料は出せないという状況です。

ですので、おそらく世間のみなさんは、委員と同じように経営者がたくさんお金を持っていつているんじゃないかと思われている方が多いと思うんですけども、この委員会では、散々われわれも出したくない経費の部分、収入の部分を出しているんで、ある程度はご理解いただいているとは思っています。現実問題、やはり公費助成がないと、今の水準以上に月給を上げていくということは困難だということです。

それから、もう一つ言わせていただくなれば、やはり、これは行政もそうですし、市民もそうだと思うんですけども、私立も公の役割を、公教育を担っているということをもう少し理解していただきたいと思います。同じ公教育を担っているにもかかわらず、一方で、たくさんの税金が投入され、一方でほとんど税金が投入されない。そして保護者の負担、そして教員の待遇格差につながっているということをもっとご理解していただきたいと思います。

(委員)

前回も同じような、前々前回ですか、同じような意見をちょうだいしました時に、世間の認識は、もしかするとその程度なんだろうなというふうに思わせていただいたところです。今から席を立てて帰ったろかという方もあったんですけども、そこまで感情的にならずともですね、ひょっとしたら、学園の理事長というのは、たくさん金もらつとんのやろという認識が世間にもしかしたらあるとしたら、ちょっとそのままに看過できないご意見だったなと思ったので、ちょっと割って入らせていただきました。

過去には、それは、何度も申し上げましたので、改めて申し上げませんですけども、一つ紹介を致しますと、学校法人の理事長は、資金に不足がある場合は、個人において負担せよと明記してあります。その責任で、私たちは、地域の幼児教育を行っております。もう一度言います。資金に不足が生じた場合は、理事長において、責任を持って負担せよと明記されております。そのもとの、われわれ日々生活をしております。

(委員長)

今、ご指摘があったとおり、私学の理事長は、無限責任、言ってみれば経営状態がやばくなった時は、身包み差し出しなさいよ、ということが前提で、経営されていることはそれは事実であります。

だからこそ、この前申し上げたけれども、公的な助成を安易に受けてしまうと、本当に、建学の精神をぐちゃぐちゃにされるのではないか、ちょっと前回議事録を見て、さすがにまずいな、ちょっと修正しないといけないなと思ってますけれども、ということもあり得るのかな。

ただ、私立と公立の共存というので、公私の保護者負担の是正ということで、保護者に注目して、そして、その保護者に対して、今回の再編について、いろいろと、浮いた経費、どれくらい浮くんだという話、あんまり浮かないんじゃないかというご質問がありましたけれども、その、保護者負担の是正というかたちで、保護者に着目をして、それを、今回浮いた経費を使っていくという話は、これはありかなというふうには思ってますし、そういうふうに、その他事項の2番目に書かせていただきました。

ただ、私立と公立の共存については、これはある意味具体的にいろんな項目に渡って書くというよりは、むしろ、この文言で、ちょっと、課題解決に向けての必要な方策の構築というのがあいまい過ぎるというのであれば、私学振興方策というふうに書く分については構わんかなというふうに思ってますよね。

私学の振興、要するに、私学の振興については、法律で、当然のことながら市役所も県も国も一定の役割がありますし、そして、私学の振興がなぜ必要なのかというと、それは、公教育の一端を担っているからだという、その法の精神であります。ですから、その私学の振興という言葉で、ここの部分を書いていくというのもありかなというふうに思ってるんですね。

教員の給与格差の話をここだけポンと出すというのは、これちょっといろいろな意味で、誤解を招きかねないと思っておりますので、これは、私自身の修正の提案でありますけれども、最後の部分であります、市には、再編後の園児数の動向や経営状況等を見据えながら、私学振興に向けての必要な方策の構築が望まれる、ないしは、もう少し強くいくか、私学振興のための、必要な方策の構築が望まれる、という文言でいかがかなと思うんですけれども。私学振興という言葉をはっきりさせちゃう。そうしますと私学振興法を参照してという話になるかと思うんですけど。どうでしょうか。

(委員)

一つのステップであろうと、大変いい言葉であり、一つのステップであろうとは思いますが。

(委員)

委員長いいですか。実はですね、これ、四日市ですね、私学で、30、ちょうど何年前ですかね、そういうような私学の振興ということで、いわゆる請願書を私

の職場で、その出身の人たちが、父兄からということでそういう請願書で署名したことがあるんですよ。私学振興ということで。これは、請願書を出したのは、どこかといったら国にです。

で、四日市は、四日市の市に出すんじゃなくて、国が本来、子どもたちを、こういう、いわゆる日本の宝と言いながら、金が全然少ないということで、民間とか私学がそういうことをやったということでした。いい文面だと思いますよ、これ。

(委員)

私学振興については、自治体の義務になっていますので、国ではなくて、市県が積極的に取り組まなければいけない。

(委員)

それは、私自身もよく分かっているんですよ。ところが、30数年前に、国の方に請願書として、いわゆる出したという。それは、私自身も署名して、よく分かりました。

(委員長)

公としての責務ということですよ。

私立の保育園という立場をここにどうやって盛り込むか、というのがひとつ大きいなと思うんですけど。

(委員)

委員長の提案でよろしいと思うので、お願いします。

(委員長)

保育園の文言の入れ込み方は、保育料だからね、措置でしょ。だから、基本的にサービスの購入じゃないんですよ。だから、これで言うと、私学の振興と言った時に、かならずしも、保育園の話というのが十分反映はされない。必ずしもというより枠外になっちゃう。

(委員)

文言の中に、私立と公立の経常費の公私負担格差が存在するというのをきちんと明記していただいて、その是正に努めてもらうという書き方は出来ないですか。公私間格差が今存在すると。その是正について、課題解決でもいいんですけども、必要な方策の構築が望まれると。

(委員長)

私学の振興はいい案かなと思ったけれども、保育園さんが全然、その中では場違いになってしまう。

(委員)

私立の振興と書き換えてもらってもいいです。

(委員長)

私立の振興で読み取れるのかな。大丈夫。ただ、それでも保育園さんについては、いろんな経費の縛りがありますでしょ。措置でやっているわけですから。単価の計算とか。

その意味で言うと、経常経費の話というのは、幼稚園さんと同じようには言えないですよ。

(委員)

だから、お金だけの話。補助金という話ですよ。

(委員長)

ですよ、補助金になりますよね。補助金というのは、本来、行政がやらなければいけないことのはずだけれども、それを、行政だけでは出来ないんで、私立の皆さんにもお願いしますというかたちで、補助をするわけですよ。

ですから、補助の単価というのは、基本的に行政が提供するサービスとほぼ同じものが確保できるように、一応、支出されているはずですよ。

(委員)

ちょっと少ないんですよ。

(委員長)

それは、よく言われている、補助が実態に伴ってないという部分の話になりますね。

(委員)

今のような話ですよ。職員格差の話であるとか、その部分でのサービスということになれば、前も言っていたように、例えば、うちの園であれば、年間1億くらい。公立の同じ規模で2億から2億5千万くらいの支出でいっている。その部分を穴埋めするにはどうするのかという話になってくるんじゃないかなと理解すると、

単純に言うと、運営費というのは相容れないところがありますので、補助金という部分になるのかな。桑名市の補助金要綱に当てはめる。

(委員長)

その意味で言うと、桑名市の補助金要綱で上乗せをということになりますよね。そうすると、それって、この委員会として補助金に上乗せしなさいよってどこまでは言えないでしょ。

(委員)

入れよというわけではないですが、今の私学振興の話でどうするということ。

(教育部長)

相前後するかも知れませんが、その他事項の中で、事務局から提案のありました、保護者の負担是正の中で、その項目に、本検討委員会において意見があったように、公私の保護者負担や公費などの格差是正と書いてありますよね。この項目の中に、今のお話で、職員さんの給料の格差あるいは、ランニングコストの是正についても書いていこうというようなことなんですけど、こちらの方に書いたらいけないですか。

(委員長)

でもいいと思いますけどね。ですので、そちらの方でちょっと具体的に書くんだとすると、私立と公立の共存の部分は理念的な部分だけでいいのかなという気がするんですが。

ただ、かなり、公私の保護者負担の是正の部分は、文字数を少なくしているんですよ。

(委員)

公私の保護者負担是正については、保護者負担格差の是正で、しっかり書いていただきたい。そして、経常費の公費支出公私間格差についてはやはり公立と私立の共存についてのところで。あるいは、その他事項で1つ増やしていただいてもいいんですけども。きちんと、保護者負担格差是正については、保護者負担格差是正のところだけで、しっかり書いていただきたいと思います。

(教育部長)

委員さんのお話も分かるのですがこの部分の文言を上をスライドするわけにはいかんのですか。ここには、公費などの格差是正をはじめとする就学前教育の振興

のために充てられたいと書いてあるのですが、その文言を今の、私学の振興となると、幼稚園の方だけにというご意見でございましたので、その文を、市には再編後の園児数の動向や経営状況等を見据えながら、公費などの格差是正をはじめとする就学前教育の振興のために必要な方策の構築が望まれるというような書き方でどうでしょうか。

(委員)

基本的には、それでも構わないのかなと思いますけれども。

もう一点、公の役割を担っているということを、やっぱり、ここでしっかり書いていただきたいと思います。そして、当然、公費によって賄われている公立が私立の経営を圧迫してはならないというような内容を入れていただきたいと思います。

(委員長)

圧迫してはならないというよりも、これも、ずっと出ている話であります。圧迫する、圧迫されるというのではなくて、そこは、親御さんの選択肢なんですよ。という話をずっとしていたような気がするんですよ。ただ、それが、公費負担の格差等で圧迫というかたちになっているということについては、十分認識はしますけれども、ただ、それを、今回、共存で、共存をする時に、圧迫してはならないという話がありうるのかなともちょっと思っていますね。

公の公教育になっているというのは、それは、もうそのとおりで思っていますし、それは、共に、桑名の子どもを育てる就学前施設としてというところの、共にでは、なかなか読めないのかなと思ってましたので、ここちょっと、どう書くかは、桑名の子どもを育てる、ちょっとそこは検討したいと思います。

(委員)

配慮という言葉を使っていたか。

(委員長)

配慮という言葉、私学の振興という言葉は使えないかも知れませんが、配慮という言葉ってことですかね。

(委員)

公費負担格差の是正はそれでいいのですけれども、私立と公立の共存のところについては、やはり公立の運営については、私立の運営に配慮をする文言を入れていただくとありがたい。非常に抽象的であるんですけど。今まであまり配慮されているとは思えない。私立が盛んなところにいろいろとされているような気がします。

すので。

(委員)

で、自分の修正案文に入っていくわけですけれども、一番最後のところで、その配慮という言葉をもしかして言い替えるのかも分かりません。問題解決に向けての連絡協議会等の恒常的な会合の設置が不可欠であるという方向性はいかがでしょうか。

(委員長)

配慮の話も含めてということになるのでしょうかね。

(教育部長)

今のお話の中で、私も非常に大事だなと思いますのは、私立さんが、公立と同様に、公の役割を担っているということが非常に重要だと思っておりますので、それを、共存してきた歴史の中でも、それは当然の話ですから、そのあたりに盛り込めないでしょうか。

(委員長)

そうですね。共にの言葉の言い方だと思っているんです。今の、委員の連絡協議会等のという、これはある意味これから再編をしていく中で言うと、当然のことながら私立さんも含めての連絡の協議会のような組織というのはできなければいかんだろうと思いますけれどもね。

協議会のような構築をいうのも、まさにこの必要な方策の中にはあるだろうと思うんですけど、ただ、特出しはすべきでしょうか。

(委員)

自分としてはそこのところを特出しでと。一つ一つが出来る限り、委員長が冒頭にもおっしゃったように、結構あいまいな感じの答申になっておりますので、部分部分において出来る限り具体策を出していくというのも一つの方法かと認識します。

(委員長)

そうすると、少なくとも、公私負担の是正という、公私等の格差是正という文言がここに入るということを前提に、協議会についてはこの必要な方策の中に含まれているし、これから、再編を進めていくに当たっては、当然のことながら、保護者負担の是正も含めて、協議会組織は作らなければいけないというところからいうと、

それをどこまで文言にして書くのかなんですけど、一応、その必要性については十分理解できるところであります。

で、文言を事務局としても、そこまでは、実施計画上で何らかのかたちで公私の協議会みたいな組織が必要にいずれなるとお考えになってます。再編していくに当たって。

(委員)

協議会の、それは、お金のことを話し合う会のことなんですか。

(委員長)

お金のことは、その一つにすぎないと思います。これからのまさに再編後の選択肢を増やした時に、桑名の私立と公立が、言ってみれば、先ほど、今日冒頭で議論した共通カリキュラムの話もありますし、そういうことを話し合う場というのはこれは当然必要になるだろう。

(委員)

その中の、中身ってことですね。

(委員長)

格差是正の話のことも、ある意味、それで人件費の多寡の話まで話し合えるようになったら最高だと思います。

(委員)

そうですね。でも、それが今、そこにあげられるものかということについては、必要ないんじゃないかなと思います。

(委員長)

確かに、そこまでの協議会の議論について、突っ込んで議論をしたことはない、ということは確かですね。

(委員)

私立と公立の共存についての、この、ざっと流れで見えていきますとね、うしろの方なんですけど、未来を担う子どもたちの確かな育ちを支える、その役割を果たしていく上で、これは大事なことですよね。だけど課題があると、その課題はようすにお金の問題であるというような、要するに、公費の格差是正がなされれば、未来を担う子どもたちの確かな育ちを支えられるという文章構造になっているんです

よ。これを答申として出していくのが果たしてどうなんだろうということを思うんですね。

だから、そういう課題をもちろん解決していかなければならないですけど、プラス、公私を問わず、子どもたちの育ちを保障する方策についても講じていかなければならないというような、育ちにかかわる方策もという部分は、やっぱり入れていった方がいいのではないかというふうに思います。

(委員長)

それは、そのとおりだと思います。それが、小学校との連携体制を充実させるというあたりの2行にもつながっていくのだらうと思いますので。

(委員)

今これから、公立がどんどん減ってくる可能性というのはあると思うんです。その中で、もう、公立が減っていった少なくなってきたから、もう私立だって、市の方からも、思いが薄れていってしまうということがあるということは非常に残念なことです。やはり、私立になっても、桑名市の子どもを守っていくんだということで、市が、そういうことについて、非常に真剣に考えていってもらうことは、やっぱり入れてもらうことは、大切だと思いますね。

(再編推進室主幹)

先ほどの、委員さんの協議会という点なんですけれども、いろいろなかたちが考えられると思われまので、今の現段階では、委員長さんがおっしゃったように、必要な方策の構築という大きなくくりで、様々なかたちが考えられるということでそこへ含んでいただくとありがたいと思います。

(委員長)

はい。この協議会の話も、この方策の構築の中の1つにありますよということだけは、議事録に残しておこうかなというところなんです。文章表現は必要ですか。

(委員)

我々としては、連絡協議会のようなものは非常に大切だと思っていますので、別出しをしていただくと非常にありがたいと思います。やはり、これまでの、市と我々との不信感というか、それは普段コミュニケーションをとってこなかったということだと思います。ですので、そういうことをきちんと明記していただくことによって、そのいう場が定期的に持たれるということにつながっていくと思います。この課題解決だけではおそらくもたれないだろう、というふうに想像できますので。毎

回のように、我々は、教育長とお話をさせていただいても、それは必要ですねという話にはなるだけで、実際そういうのが設けられたことはありませんので、やはり、こういう答申の中に入れていただくと、非常にありがたいというふうに思います。

(委員長)

いかがでしょうか。確かに、委員からありましたように、子どもの育ちを共に支えるんだという観点で、私学さんの役割は非常に重要だから、だから、当然のことながら不可欠でもあるので、その観点も含めて、課題解決に向けての協議の場など必要な方策の構築が望まれると書かせていただいてよろしいでしょうか。子どもの育ちについて、私、何らかの協議の場は絶対必要だと思っていますので、協議の場など、必要な方策の構築が望まれるということで、協議の場などに入れさせていただきたいと思いますが、これはよろしいでしょうか。

それで6時を過ぎました。本当に申し訳ない。

(委員)

それで、公私間格差というのはどこかに入れていただけるのでしょうか。

(委員長)

ええ、それは前段のところ、入れていいですね。入れますね。保護者負担是正の部分から公費の格差是正を前の方へ移すというかたちで。ちょっと文言整理させていただきます。

4番のところは、他ございますですか。よろしければ、その他の事項の1、2、3のところに行きたいと思いますが、預かり保育についてはいかがでしょうか。

—預かり保育について—

(委員長)

事務局で説明してください。

(再編推進室指導主事)

今回のご提案については、修正案というものは、後程いただいたものでございまして、こちらにいただいたものを、まず、ご紹介をさせていただきたいと思います。委員長修正案を受けて出していただいた点としては、預かり保育が、これも従来から言っていたように、経営を圧迫するものであり、やるべき矛盾を解消してからというお話。それから、預かり保育を希望する保護者は、私立幼稚園を選択できるし、公立幼稚園で行う大きな必然性は見あたらないというご意見を委員か

らいただいております。

それからこちらも、3人の委員さんからいただいているご意見ですが、支持する意見が多かったという明記はどうかということで、さまざまな意見があったんじゃないかということで、単純な明記では、誤解や一人歩きをします。なので、今後も検討を重ねる課題とするというにとどめてはどうかというご意見でございます。

それから、委員からは、同じようなことになるかもわかりませんが、預かり保育が必要であるというご意見があったけれども、二重行政の部分について十分な解釈が施せないのではないか、なので、預かり保育を実施するべきではないという意見があるということも、ということでご意見をいただいております。

後でいただいたご意見ですので修正の方が加わっておりませんが、文言としては、預かり保育についてを読ませていただきます。

公立幼稚園の11園案を支持した委員からは、子どもの育ちと保護者の子育ての支援を目的として預かり保育の実施を支持する意見が多かった。ただし、実施にあたっては、保護者のニーズや私立保育園・幼稚園の状況を考慮する必要があり、慎重に議論されたいという文言でございました。説明としては以上でございます。

(委員長)

修正文案については、こういうご意見もございまして、今回、前回の議論のすぐでありますので、一応、前回の議事録をベースにしてこの文案をとりあえずは作ってあるということです。これについて、ご意見ございましたら是非お願いしたいと思います。

まずは、第一文でございしますが、11園案を支持した委員からは、という文言について、これはミスリードするのではないかというご意見がございました。11園案を支持した委員のみなさんからは、これ、預かり保育を実施するということが、今後、議論を思い出しますと、例えば、地域に統合で説明をしに行くような時、そういうような時にも、11園案にして、それで、少しでも子育ての支援、育ちを、公立の幼稚園としても、これから、さらに、バックアップしていくんだよ、そのためにも預かりがほしいんだということで11園支持のみなさんからはこういうご意見があったのかなと思っています。

ですので、この1文については、11園案の時にはこの議論があったことは確かだし、これが多かったというのも、ここまでは事実だろうというふうに思っています。ただ、ミスリードするよということについては、そのとおりかもしれません。預かり保育については、これを公立幼稚園はやるべきじゃないという意見が非常に強く主張されていたことも確かでありますね。ですので、ここでは、この文案を受けまして、保育の実施を支持する意見が多かった、その一方で、公立幼稚園が預かり保育を実施すべきではないという意見もあった。そこで、預かり保育の実施に当たっ

ては、保護者のニーズや私立幼稚園、保育園、保育所の状況を考慮する必要があり、慎重に議論されたい、というよりむしろ、今後も検討を重ねる課題である、というふうな、これは、3人の委員の、今後も検討を重ねる課題という、そんな言い方を活かさせていただいて、今みたいな表現でどうかと思うんですけどいかがでしょう。

(委員)

11と5園案というのが併記されてる中で、11園案を支持した委員からはと、なってくると、これは、読み方によっては、11園をするための誘導的な文章にもなるし、もう一つは、11園をするから預かり保育をするという理由付けですよね。本来は違うと思うんですよね。中身的には別のもの、11と預かり保育は別個のもの。

ですので、これを合体した理解というのは、非常に僕としては理解できないので、意見があったというのはあったでいいとします。だけど、11園案を支持した委員からはという文面とかは、削除すべきであるし、実施に当たっては、保護者にニーズや私立保育園、幼稚園の状況を考慮して考えていくよというところはいいとは思いますが、11園案を支持した委員というはっきりした書き方というのは、ちょっと誘導的というか、理解する側からいけば、ちょっと、こっちの意見が多かったよというのを言ってるんじゃないですか。併記した中から言ったら外れていきますよという感じはします。

(委員長)

公立幼稚園の11園案を支持した委員からは、は取るということですか。

(委員)

取ることと、預かり保育の実施を支持する意見が多かったを実施する意見もあった、あったですよね。

(委員)

いや、実は多かったんですよね。

(委員)

でもこれは、並記するであるとか、いろいろその部分からいくと、多かった、少なかったというのは誘導的になってくるので、そういう意味ではなく、ちゃんと書いてほしいなど。これは思いでなってくるので、その部分は僕は違うと思いますので、あくまでも、両方の意見があったよという部分はあっていいとは思いますが。

だから、意見があった。ただし、実施に当たっては保護者のニーズ・・・慎重

に議論していただくとか、検討を重ねる課題であるというふうに結んでほしいと思います。

(委員)

確かに、11園案とか5園案とか、その時の最終的に1園案とかね極端な。いろいろあったんですが、やっぱり、11園案が一番多かったのは事実なんです。その次に5園案、7園案も1つありましたが。ですがね、絶えず、誘導誘導というような文章が出てくるし、今までの発言でもあるんですが、こちらに導いていくんだというようなとらえ方になっちゃうんで、ちょっと、そこは言い過ぎではないかなと私はいつも思ってます。

(委員)

この委員会が立ち上がったメンバー構成からいくと、ある程度結論は見えているんですね。それで、われわれが退席をして復帰する際も、多数決では物事を決めていかないんだよということを約束していただいた。多数決はしてないですけど、やはり、多かったとか少なかったとかいう表現は、答申の中ではできる限り避けるべきだというふうに思います。

(委員長)

今、ありましたけれども、預かり保育については、その必要性というか重要性については、一応認識はされてるわけであります。確かに、11園案を地域に説明する時には、絶対預かりの話はあるよねということで議論があったことも確かです。とはいえ、委員からご指摘があったように、じゃあそれは、11園だから出てきたのかというと、決してそんなことはない。

今後の社会情勢から言えば、預かりってのは、どこでも考えていかなければいけないことなんだろうということから言うと、ここで、公立幼稚園の11園案を支持した委員からはというふうに限定することも、必ずしもないんじゃないのかなっていうのも、うなずけないことではない気がします。

ですので、ここについては、公立幼稚園の11園案を支持した委員からはというこの1文については、これを削除して、そして、今後の、子どもの育ちと保護者の子育ての支援を目的として、預かり保育の実施を支持する意見、この部分だけであれば、必要だという意見でまとまったとは書けないですか。絶対無理ですか。それって、でも、必要ですよ。公私問わずね。

(委員)

もあった。

(委員長)

もあつたは、～があつて、もがあるんですよ。

(委員)

公立幼稚園の必要性は必ずしもない。

(委員長)

預かり保育の必要性はあつたけれども、それを公立幼稚園で実施することについての一致はなかったわけですね。ということですね。ということについて、委員会としての意見の一致は見なかった。だから、今後の実施に当たっては、保護者のニーズや私立保育園、幼稚園の状況を考慮しながら、今後も検討を重ねられたい、くらの話になってしまうのかなというふうに思いますが。

(委員)

ずっと、いろんな点で、一致は無理だったと思います。ずっと預かりだけじゃなくて、無理だったように思います。私は、預かりについて、すごく、前回意見を言ったので、もっといろんなことを表記していただきたいなというぐらいに思っていました。

でも、私立さんの反対と言いますか、特に保育園さんのご意見も尊重するなら、うまくまとめていただいてあるなと思って読ませていただいたんですが、11園案を支持する云々は取るにしても、署名なども出ていることですし、多かつたというのはそれでいいかなと思ってますが。

それから、いろいろ考えていく中で、前回、預かりもメリットデメリットがあるとおっしゃいましたよね。私もメリットデメリットがあると思います。その時は同じ意見だわって思ったんですが、でも、やはり、保護者の方がいろんなところを選択してみえる中で、やはり公立も、みなさんがやってみえる預かりとは違う、公立幼稚園を選んでいただいた方の中の中での預かりというものは、必ずしも同じではないので、「預かりの、その他の事項の話し合いとしては、意見が多かつた、」ということでもいいんじゃないでしょうかと思います。

それで、ずっときて、「今後も検討する課題」というふうになっているのでいいと思います。

(委員長)

というご意見であります。預かり保育の実施を支持する意見が多かつた、というところを重視すべきだという話であります。この点についていかがでしょう。

(委員)

多かったにこだわってしまいますとですね、多くするためには、そもそもの委員会の構成メンバーのところから、じゃあそっちの意見を多くするならこっちを増やしましょうかということにもなるかと思いますが、最初の部分に戻ってしまうと思うんですね。そのところをうちやっったところで進んでいる委員会ですから、そこを、多い少ないで図ることは極めて困難で、意見があったというのが精一杯のところであろうと認識いたします。

(委員長)

ここについては、これまた議事録読んでいただくしかないなというところなんですけれど。多かった、ではなく、あつたにしましょうか。

(委員)

預かり保育は、本当に始めから、地域の一人として、これは、保護者のみなさんからもお聞きしているので、これだけは絶対にと自分では固く思っていますので、やっぱり、この辺りで、意見が多かったということをお願いしたいと思います。

(委員)

多かったということを活かすとすると、多かったが、委員会としては統一した意見集約は図れなかったですね。

(委員)

ここに書く文言としては、確かにさっき委員が言われるように、数の原理じゃないですけども、構成メンバーからすると、結果として多かったとなるということは言われても致し方ないかなと思います。

ただ、この預かり保育については、再編のひとつの大きな肝だと僕は思っています。ですので、再編するにあたって、ただ減っただけではないんだよ、その代わり、代わりという表現が適切かどうかはわかりませんが、少しでも、公立幼稚園に通わず保護者のニーズに沿えるような制度は残しますよ、というような、やはり行政としてのスタンスはいるのではないかなということは思います。

文言については、預かり保育をすべきだという意見があった一方で、すべきではないという意見もあったからというような、先ほど言われたような文言でも仕方ないのかなということは思います。

(委員長)

再編にあたってはというような話をするかどうかですけども、実際、そのよう

な議論があったことは確かだろうと思います。

ですので、まさに、さっきの話ではありませんけれども、公立幼稚園が、再編後の役割を果たすということからいっても、子どもの育ちと保護者の子育ての支援目的として預かり保育の実施を支持する意見というのもありました。だけど、その一方で、いろんな課題についてもありましたから、今後も検討を重ねましょう、重ねてください、そういう言い方になるのかなというふうに思います。

その時には、二重行政の話もありましたし、そういった課題について、まだ解決できてませんよということも、きっちり明記しなければいけないというふうに思っています。

(委員)

今の預かり保育についてを読んでいくと、11園案を支持した委員からはというのは、私も消した方がいいと思います。ただし、実施に当たっては、保護者のニーズや私立保育園、幼稚園の状況を考慮する必要があるというあたりが、保護者のニーズがあるから、預かり保育が出てきたわけですね。それが、私立保育園、幼稚園の状況を考慮してすぐには出来ないんだとかそういうふうに読み取れると思うのです。

預かり保育は、あんなに保護者のニーズがあったのに、この文面からだけでいくと、私立さんの反対で、すっとは出来なかったんだよという捉え方ができるようになると思うので、保護者のニーズや私立保育園、幼稚園の状況を考慮するというのは、両方反対ならいいんですけれど、保護者のニーズはやってください、私立保育園さん幼稚園さんはやめなさいというそんな感じなので、保護者のニーズというのと、私立保育園、幼稚園の状況を考慮するというのを並べるのはおかしいんじゃないかと思うのですが。

(教育部長)

子どもの育ちと保護者の子育ての支援を目的として、預かり保育を支持する意見があった、だろうと思います。一方であったということは他の意見もあったんですけども、ただし書きで書いてありますから、それは、あったにしましてですね、ただし、実施に当たっては、保護者のニーズや私立保育園、幼稚園の状況を考慮しながら、という委員長さんの提案でありましたので、考慮することは、保護者のニーズという部分もあるし、それから、私立さんの状況もあるわけですから、これはやでかまわないのではないかと。だから、そういう要素を考慮しながら、今後の検討を重ねる課題とするんだという理屈でいけばよろしいのではないかと思うんですがね。

(委員長)

必ずしも、否定的な部分で、私立さんの状況の話を言ってるわけではないので、考慮すべき状況のものとして、書いてるということですが。その程度の文案でどうでしょう。

(委員)

その中に、公立の保育所の状況は考慮する必要はないという解釈でいいですか。

(教育部長)

これは、前に議論をさせていただいて、子育て支援と就労支援で、私もいくつか配慮事項があるんだというような前提を置いて議論させていただいていますので、それは理解いただいているというふうに思っています。

(委員)

前回も言わせてもらったように、目的が違うというあたりで、どれだけの影響があるのかなというのが。あまりないかなという気もするのですが。私はここよりも、子どもの育ちというところにちょっとひっかかったんですが。子育て支援が目的。子どもの育ちも入ってたんですか。入ってましたか。すみません。

(委員長)

公立保育所、いずれそれも考慮する対象になる、しなくていいという話ではないと思うのですが。

(委員)

どのくらい影響があるかが分からないので、とりあえず入れておいていただけたら。

(保健福祉部長)

担当部長としましては、公立私立を問わず、子育て支援というのは、やはり一本でやっていくべきだという解釈のもと、ここまで言及する必要があるかどうかは私としては疑問に思います。このような程度でいいのかという気がしないでもないです。

(委員長)

ということで言うと、このままいこうかということになります。

(委員)

公立の保育園のことを入れることによって、二重行政であるというようなあたりの含みが入られるのかなと思った次第です。

(委員)

目的は一緒ではないので、その辺は。

(委員長)

目的は、あくまで就労支援と教育の部分とは違うよということなんでしょうかね。

(教育部長)

先回申し上げましたけれども、就労支援あるいは子育て支援ということですが、いろいろ配慮事項があるということも、言及させていただきましたので、そのへんも含めてということで考えていただきたいと思います。

(委員長)

だから今後も検討を重ねなければならないということは押さえてありますが。一応、よろしいでしょうか。

(委員)

以前ちょっと話をさせていただきましたけれど、預かり保育が子どもの育ちにとって、いいのか悪いのかというのは意見の分かれるところだと思いますので、そこについて記述があるといいのかなと思っています。

親御さんにとっては、非常に大切なことかなとも思いますけれども、子どもたちの育ちにとっていいのかどうかというのは検討するところかなと思います。

(教育部長)

これは、文科省サイドの方になりますので、厚労省の話は、私はちょっと分かりかねますけれども、その部分については、子どもの育ちということも含めて、預かり支援を推奨していくということで、これはもう私立さんもよくご存じのところだと思いますが、いかがですか。

(委員長)

育ちにとっていいことかどうかということも含めて検討課題なんですよ。

(委員)

以前は、4時間以上はならんということで文科省が厳しく指導していたのですが、今は、立場を変えて預かり保育をやっていきなさいという考えに変わっています。

ただ、本当に子どもたちにとっていいのだろうかということについては、私は非常に疑問をもっているところがあります。保護者にとって大切なところがある一方、子どもにとって本当にいいのかどうか。安易に子どもを預けるような機会を作ってしまうのではないかとすることは懸念しているところでもあります。

(教育部長)

繰り返しになりますけれども、3つの間というので議論がありましたが、時間、空間、仲間ということで。今、友だちと遊ぶために、かなり調整をしたりあるいは保護者が送り迎えをするといった状況もありますので、そういう意味では、子どもの育ちにもかなり影響があるんだという認識をしています。

(委員長)

今のことも含めて、今後も検討を重ねていくということで読み取っていただければというふうに思いますが。よろしいでしょうか。先ほどの教育部長の文案でいこうというふうに思っています。

すみませんちょっとお願いします。

(教育部長)

ここについてはですね、子どもの育ちと保護者の子育ての支援を目的として預かり保育の実施を支持する意見があった、です。あったです。ただし、実施に当たっては、保護者のニーズや私立保育園・幼稚園の状況を考慮しながら、今後も検討を重ねる課題である、ということでございます。

(委員長)

ということですね。

(委員)

支持という言葉はいるんですか。

(委員長)

預かり保育の実施を支持する。

(委員)

意見があったかどうか。支持というのがあるんですか。

(委員長)

支持を抜くとどう書くんですか。実施の意見。

(委員)

実施する意見があった。支持というと意見の中で多数決ではないですが、なりかねるので、そういうことをするという意見があったであかなのでしょうか。

(保健福祉部長)

そう言っても支持はあるんですから。

(委員長)

そこは、やっぱり積極的に支持している方もいらっしゃるわけで。

(委員)

多かっただけを省いたんですから、支持するで。

(委員長)

じゃあ、ここは支持するでいかせて下さい。預かり保育のところはよろしいでしょうか。

(委員)

私の記憶では、5園案、11園案を決める時には、預かり保育を実施しないという前提で議論しようという話になっていたと思います。この預かり保育については、実施するかしないか決まっておられませんけれども、実施する時は、きちんと定員を設けてやっていくんだという話も出ておりました。

その定員というのは、預かり保育の定員を決めるという意味なのか、ちょっとわからないのですが、私としては、定員はあくまでも、公立の5歳児の定員、4歳児もそうなんですけれども、定員をきちんと設けて、私立幼稚園あるいは私立保育園の経営に影響を与えないようにやっていくんだという理解でおります。

ちょっと数字を見てきたんですけれども、平成24年度の5歳児の園児数が446人です。そしてこの会議の中で使われた資料27、これは、私が最終的にゼロになるということで協議させていただいたものなんですけれども、403。そして事務局から、そのままの率でいくんだという推移を出した資料27の再というのは、497で、ちょうど真ん中、あるいは若干私が試算した数字に近く推移をしているわけですね。

そして、5年後の状況を見ると、私が出したものでは、公立の5歳児は215。それから、事務局が試算したもので441。おそらく、この24年度の実績を踏まえると、325くらいになってくるのではないかなと思います。この数字はどういう数字かという、仮に私が試算したとおりに公立が減っていくということを前提にしたものであると、私立に影響がないんですが、逆に事務局が試算したものであれば、私立は壊滅的な影響を受ける。

今のように、実績の真ん中くらいを推移していくと、まあ、5つある私立幼稚園の中で、1つか2つくらいつぶれるくらいで済むのかなというふうに思います。その、定員の配慮というのは、いったい、どういうところで示していただけるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(委員長)

それは、預かりについてですか。

(委員)

預かりを実施することによって、私立の経営が大きく影響を受けると。ここは定員をもうけて、私立さんに迷惑がかからないようにするんだというのが、再三教育部長から出ていたと思うのですが、この定員の配慮というのはどういう理解でよろしいのでしょうか。

(委員長)

それも、今後検討を重ねる課題ということなんじゃないんでしょうか。としか言いようがないですね。

(教育部長)

ここにありますように、私立保育園、幼稚園の状況に考慮しながら、検討を重ねるということですが、ここに、包括されておると考えてますが。

(委員長)

定員の設定とか時間とかそういうのも、これから検討していきますよということですね。

(委員)

そうすると、11園案と5園案が出ています。最終的にどういう実施計画が出てくるか分かりませんが、その中で考慮を。仮に、預かり保育が実施されることになったら、その中で考慮していただくということでしょうか。

(教育部長)

私は、そういうことになると考えてますが。

(委員)

ということは、今現在出ている案より低い定員設定になるということによろしいですか。今、11園案、5園案で出ている定員設定ですね。その定員設定より低い定員設定で行われるということによろしいのですか。

(委員長)

何が行われるんです。

(委員)

5歳児ですね。5歳児4歳児も当然そうですけれども。

(委員長)

今、これ預かり保育の話ではなくて。

(委員)

預かり保育を実施することによって、私立幼稚園、私立保育園の経営に、我々としては、大きな影響を与えると。大きな影響を与えるけどもということでお話をさせていただいて、いや、預かり保育を実施するに当たっては、公立幼稚園の定員をしっかりと設けていくので、私立さんの経営には影響を与えないようにしていきますというお話だったと思います。

我々としては、当然、仮に預かり保育を実施される時は、預かり保育を実施することによって、公立幼稚園が増えて、私立の幼稚園、保育園の園児が急激に減ることがないように配慮するという意味に捉えておったんですが、そういうことではないのですか。

(委員長)

すいません。どこの部分の話ですか。定員の設定の話が僕はよく見えてないんですけれども。

(委員)

5園案、11園案を検討する時に、預かり保育を実施しないという前提で考えていきたいと思いますということで、5園案、11園案になったと思います。とりあえず預かり保育を実施しないという前提で考えましょうと。当然その中で、1クラス、2

クラスという話も出てきたと思います。

今回、預かり保育が、あがってきておるわけですがけれども、実施されなければ別にいいんですが、仮に実施された場合は、公立に園児が多く流れることがないように、私立幼稚園、私立保育園に配慮した定員設定をするという理解で私はいたのですが、そういうわけではないんですか。

(教育部長)

定員設定のお話が出てますけれども、その前に、これも、この間だいぶ言わせていただいたんですが、実施する時間のこととか、内容とかですね、期間のこと、夏季休業中のあたりのことも話させていただいたんですが、それと、保護者の方が一緒にというようなことも必要だろうというようなことを考えながら、当然、その中には定員のことも入ってくると思いますので、それで、私立さんに影響がならないように考えていくというお話をさせていただいているという状況でございますので。それはもう、委員おっしゃるところと一致するのではないかと考えております。

(委員長)

今後も検討を重ねる課題なんだというところに定員設定も入ってくるんだというところでよろしいですかね。

(委員)

その、今後も検討を重ねていくプロセスというのは、我々から見えるんでしょうか。

(委員長)

どうでしょうか。

(教育部長)

これは、実際にですね、実施計画を立てていくことになると思いますので、その時は、何らかのお話をさせていただくことになろうかと思いますし、今、お話にありましたように、もうこれで、今日で終わりですよというわけではございませんので、これからも、いろんな面でご支援いただき、あるいはご理解いただく部分も出てくると思いますので、その都度その都度、今、委員さんも第1のステップだというふうにお話いただいたとおりだと思いますので。

実施計画の基から相談しましょうというわけにはいきませんが、こういう方向でいきたいのでどうですかというような話には当然なろうかと思いますので、そのあたりは、今お話があった中で、ここで言いますと、検討を重ねるという中に

入っていくだろうと、私自身は認識をしております。

(委員)

お隣の委員が、預かり保育は絶対的に必要なものとしてここに携えてこられたという勢いとおんなじだけの勢いで、預かり保育は絶対だめだという我々の気持ちでおります。

ので、したがって、その部分について相容れない大きなものがあるということをご認識の上、また、我々だけに見せていただいてもそれもかなわぬことですので、よりガラス張りにした上で、これらについて今後検討していただくことを望みます。

(委員長)

はい。ありがとうございます。今のご意見でいいですか。

じゃあ、預かり保育の部分を終わらせていただいて、公私の保護者負担是正の部分にいきたいと思いますが。事務局、説明をお願いします。

－ (2) 公私の保護者負担是正について－

(再編推進室指導主事)

公私の保護者負担是正についてです。若干先ほど、私立と公立の共存の部分へという部分がありましたので、その部分とあわせてということになりますが、原文のまま、まずは読ませていただきます。

(2) 公私の保護者負担是正について

公立幼稚園の再編に伴い、現状の24園より園数は減少することから、公立幼稚園に係る経費については、削減が図られることが予想される。削減される経費については、本検討委員会において意見があったように、公私の保護者負担や公費などの格差是正をはじめとする就学前教育の振興のために充てられたいでございます。

追加でいただいたご意見と致しましては、今日いただいたものとして、大きな保護者負担の格差があるということ、それから、その格差を保護者負担の格差に充てるということ、出生率の問題もあるじゃないかということをご意見として修正案文の追加としていただいております。

あと同じく、3人の委員の方は、単純に経費削減という内容に理解ができないということ、これから議論が必要ということもありますので、今後も検討を重ねる課題とするというふうにとどめてはどうかという意見でございます。今後、桑名市の子どもたちに、大きな負担を背負わすことのないように考えていただきたいと思います。これも、添えていただいております。

それから、委員の方ですが、公立幼稚園の再編に伴って、発生する余剰について

は、まず、保護者負担、教員人件費、公私間格差是正に使われるべきで、他に流用すべきではないのではないかということでご意見をいただいております。

(委員長)

という、いろいろご意見をいただいております。先ほど、公費などの格差是正の部分が上に行っておりますので、その意味で言うと、削減される経費については、本検討委員会において意見があったように、公私の保護者負担の格差是正をはじめとする就学前教育の振興のために充てられたい、というそういう文言になるかと思えますけれど。これが、委員長原案であります。いかがでしょうか。

(委員)

公私の保護者負担格差是正は、一番こだわりをもって、この委員会ですって言ってきましたので、これも、出来る限り具体的に書いていただけるとありがたいと思っています。

(委員長)

それで言いますと、文案の中で言いますと、就園奨励費補助金ですか、具体的にということになりますと。

(委員)

類似団体の表も見ていただいたらわかると思うんですけども、ほとんどの自治体が就園奨励費補助金の他に独自の助成制度によって、公私の保護者負担格差是正に努めているわけですけども、桑名市は残念ながらそういう制度がないわけです。その現状もしっかり書いていただいて、今後やはりその格差是正に努めて下さいという文言を是非入れていただきたいというふうに思います。

それから1番お願いしたいのは、保護者の経済的事情によって左右されることなく、保護者が子どもに受けさせたいと願う幼児教育を選択出来る仕組み作りが必要であると、そういう考え方を是非入れていただきたいといます。その上で格差是正に努めて下さいと、浮いた財源を格差是正に充てて下さいというような書き方をしていただけるとありがたいといます。

(委員長)

今のところはどのような文章になりますかね。具体的に言うと。

(委員)

保護者の経済的事情に左右されることなく、保護者が子どもに受けさせたいと願

う幼児教育を選択出来る仕組み作りが必要であると。

(委員長)

理念としてはわかります。具体的には、どういう仕組みになりますかね。

(委員)

前回、前々回ご紹介させていただいた東京都の江戸川区もほぼ。

(委員長)

要するに、私立の幼稚園、子育て支援という形で就園奨励をがっど。

(委員)

国が定めた就園奨励費補助金プラス保育料補助という形で出すと。あそこには、26,000円と書いてありますけれども、当然就園奨励費と合わせて、保護者に支給する額が、払っている保育料以上のものは補助金を出しませんので、実際、頭数かける月々26,000円になるわけではないんですね。

そう考えると、今回の削減のお金を充てていただければ、かなりの公私保護者負担の格差が是正されると思います。この格差是正に努めるような書き方だけだと、おそらく他の市町村の例を見てきて、他の市町村これだけしか出せませんよと、他の市町村はこれだけですよということで、1億、2億浮いてくる経費の中から、せいぜい500万、1,000万保護者負担格差是正に充てて終わりかなと思いますので、基本的な考え方としては、公立も私立も同じように保護者の経済的理由に左右されることなく、選択できる仕組みづくりを、目指して、保護者の保育料補助を創出するような書き方をしていただきたいと思います。

(教育部長)

この項目は、今おっしゃってましたけれども、この公私の保護者負担是正についてということでかなり他のところよりもストレートに書いてあるように感じるんですが。例えばこれですね。削減が図られるということが予想されると、こういう推測をもって、削減される経費については、本検討委員会で意見があったように、公私の保護者負担の是正をはじめとする就学前振興の為に充てられたいという形で、ここまで言いきったのは、かなり珍しい形になっている気がしておりますので、かなり踏み込んだ書きぶりになっているんじゃないですかね。

(委員)

この意見については、特段この委員会の中でも反対はなかったと思います。です

ので全員が共通した理解ということで、当然その分踏み込んだ内容になってくるかなと思います。

(委員長)

まずは選択出来るような条件整備、親がちゃんと選択出来るような条件整備というのは1つは考えとして理念としてあるというふうには思っております。

(教育部長)

私も反対するものでもないですけども。それだからこういう形で踏み込んで書いてあるんだということではいかがかと思います。

(委員)

格差是正というと、今まで20,000円ある保育料格差が、19,000円の格差になっても、格差是正は格差是正なんですね。私がきちんと書いてもらいたい基本は、親の経済的な理由に関係なく、やはり保護者が受けさせたい教育を受けさせる、そういう仕組みを目指すんだということです。

(委員長)

はい。いかがでしょうか。理念としては、わかるんですけどもね。それがどういうふうに果たせるかというところなんです。

(委員)

そうすることにより、より私立である保育園、幼稚園の力を借りることになるわけですね。その類の文言をちょっと何か捻出したいなと今、考えております。

(委員長)

借りる。

(委員)

民営化とは言いませんけれども。

(委員長)

そういう意味ね。実質的に何処へ行っても、保護者の負担が同じであれば、それはある意味私学の方に園児が流れてくるであろうということにもなるんですか。そういうことですね。

(委員)

平たく言うとそういうことです。

(委員長)

なるほど。とは言いながら、ある意味11園なのか5園なのか、公立は11園か5園で頑張るぞという表明ではあるんですよね。だから、土俵は保育料ではなくて、教育内容のところで勝負しようと、そういうことになるんですかね。

(委員)

やはり、考え方があって、保護者負担の格差是正ですので、その考え方を是非入れていただきたいということです。

(委員長)

なるほど。

(委員)

公私の保護者負担や、というその手前にですね、今後は大いに私立幼稚園、私立保育園の教育力、保育力を持つてするためにと入れたらどうでしょうか。

(委員長)

私立の幼稚園、保育園ですか。幼保の。さっきの補助金の話なのか。

よくわからないのは、私立さんの保育園さんにどういう形で、保護者負担という形で是正の話が及ぶのかなという話が私はよくわからんのですがね。

(委員)

私も法人の形態が違うのでよくわからないんですけども、そこででてくる所の金銭については、保育園、幼稚園、私立問わず私立の幼稚園、保育園問わずそのところに使う事によって、教育力、保育力を私立の教育力、保育力を使いたい、使っていくという方向性を示していただきたい。

(委員)

私立の保育力を借りるとか、それから頼っていくというか、そういうのではないと思うんですね。私も保護者負担の是正については、今までずっと会を重ねてきてこういう項目は必要だと思います。でも、それが私立の保育、教育ですか、借りているつもりはありませんし、やはり親さんが、保護者の方が選択してみえるので、やはり公立は公立でいいと思って選択していただいている中で、借りるとか、おん

ぶするようなかたちでの表現は、ちょっと私は納得できないんですが。

(委員長)

民営化の話はずっとあることは重々承知はしています。

ただ、ここで、公私の保護者負担の是正の中で、民の力を借りるんだという表現というのはあまり今までの中では、議論としてはできていないのかなとも思いましたね。

(委員)

保育料について。厳密にはわかってないところあるんですけども。例えば保育園の場合は所得によって決まりますよね、階層があつて。その額というのは、各市町村によって、違いますよね。

(委員長)

市町村によっては違うね。

(委員)

そこで桑名市が何パーセントを賭けるか、賭けないかによって変わるんであつて、例えば今の是正という部分であれば、公費負担をして、保護者の負担率を落とすということは可能ではないんですか。私立の保育園と公立の保育所という意味ではなくて、幼稚園との格差という部分で話させてもらっています。

例えば格差があると言うのであれば、私立も公立も保育料下げることが出来ますよねという。

(委員長)

共通でね。

(委員)

もちろん共通ですよ。ということはありえますよねということは言えると思いますけど。

(委員長)

親御さんの負担感をより軽減するためという言い方になるんでしょうかね。保育園の場合はそういう言い方になりますね。ただそれを、さあ幼稚園費が削減されたからと言って福祉の費用にまわすかという大きな問題がないわけでもない気がしますけれど。

(委員)

でも、多度と長島と桑名と5年間、前も言ったと思うんですが、保育料ほったらかしのままでして、5年後にポンと上がってきているわけですよ。やっぱり地域。

(委員長)

それは、あれなんじゃないの。合併調整でしょ。

(委員)

なんですけれども。

(委員長)

合併調整で決めていたら、それはそれで決めて。

(委員)

突然ですよ。

(委員長)

決めていたから、その見直し期間終了したからしたんでしょ。

(委員)

5年後にぼこんときたんですよ。

(委員長)

5年後に見直すという話になってたんじゃないですか。

(委員)

いいんでしょうけど。市民のこと考えてくるなら、到底序々に水道料金とかはあがっていったのに、保育料だけぼこっとあがって、さああがりますよというので調整があったんですよ、実際。

多度町にみえる方、長島町にみえる方、いまだにまだ格差持って、合併してからもう7年、8年ですか。まだ格差持っていますからね。5年の間に調整をしてきて、6年後になってくれればいいんですけれども、今だに平成25年で一緒になるんでしょうか。部長さん。24でなるんですか。ごめんなさい、はっきりしなくて、24か25ですわ。

(委員長)

そうすると、ある意味この部分は公私の保護者負担の格差是正という文言が、保育園さんも含めて一番幅広く取れるんじゃないのかなという気はするんですけどもね。その前に公私を問わず選択出来るようにという文言を入れるかどうかということですけども。

(委員)

ちょっと質問で。公費って何ですか。

公私の保護者負担や公費、これは上に行ったんです。

(委員長)

上に行ってます。公の費用ですね。

(委員)

公費というのは、あくまでも施設等に対して、補助金等ということですね。

(委員長)

はい。

(委員)

はい。わかりました。

(委員長)

施設等の補助金。というふうには具体的には言ってませんが、それも含むということですかね。

(委員)

わかりました。

(委員長)

ですから、ここは保護者負担の是正、保護者に対しての公的支援というのをどこまでやるかという話なんですけど。

ということでいきますと、どうなのでしょう、この文言というのが、あまり公私というのを場合わけしちゃうとえらいことにいろいろなりそうなので、保育園もありますから。だから公私の保護者負担の格差是正をはじめとする就学前教育の振興のために充てられたいというふうに言いきって、その公私の保護者負担の格差というところに、理念として広く親の経済的負担を軽減するためにというようなそんな

文言なんですかね。そうじゃないのかな。

(委員)

保護者の負担の軽減は、やっていただくほうがいいんですが、私が最初に言った保護者の経済的事情に左右することなくというのは、そのお金持ちの人もそうでない方も同じように、選べる環境を作ってもらいたいと。

(委員長)

それは、わかります。

(委員)

その理念はやはり、入れていただきたい。みんなただになれば1番いいんですけども、現実的にそれは難しいということで、親の経済的事情に関係なく、保護者が受けさせたいと願う幼児教育を受けれるような仕組みづくりをしていただきたい。

だから、必ずしも保護者の負担軽減だけを私は言っているわけではありません。

(委員長)

理念はわかるんですよ。じゃあそれを具体的にここで保護者の負担軽減とからめて、どう文言に書くかということなんです。理念はわかりますよ。それを本当にやるのであれば、ある意味全部公だけで担ってしまえば1番楽なわけですよ。税金で。それが出来ないから今ここで委員会やっているんでしょ。しかも、民営化で民間でやるということになれば、そうすると、じゃあ行政はどうするんだという話なんですよね。

そうすると、それは、民のみなさんに幼稚園教育を全部お願いして、じゃあその負担については、全部公がやるのか、そういう話じゃないですよ。今の議論は極端な話をすれば、幼児教育の部分について、民が担って、その経費は全部公が出しなさいということに繋がりがねんのですよ。そういうふうになりません。

(委員)

いや、そのようにはなりません。ただ単に公立、私立の保護者負担格差の是正を。

(委員長)

その段階だったらわかります。ただ、それをお金持ちの方も、変な話収入に窮している方も同じように教育を受けさせる機会が必要だと、そこまではわかるんです。じゃあそれを、具体的に公私の保護者負担の是正というところで、どう書き込

むか。理念はわかるんですよ。じゃあそれを目指してと書いてしまえば、それで終わるのかといたら、決してそんなことはないんですよ。理念はわかるんですよ。けれどこの文言として、公私の保護者負担の前に書ける文言として、どう書けるのかなと、できれば文案をいただきたいなと思うんですね。

(委員)

先ほどお話したように、仕組み作りが必要であるということで、最初にお話した保護者の経済的事情に左右されることなく、保護者が子どもに受けさせたいと願う幼児教育を選択できる仕組みづくりが必要であるということ、一文入れて。

(委員長)

もう一度すみません。保護者が経済的事情に左右されることなく、保護者が子どもに受けさせたいと願う幼児教育を選択できる仕組みづくりをまさに目指してですね。

(委員)

私の中では必要であるというので一応区切っておいて、そこから公私の格差是正とかそういう文言に入っていけばどうかなというふうに思うんですけど。

(委員長)

理念としては分かるんですけどね。

それはどうでしょうかね、ちょっと盛り込めるかどうか一度検討しますよ。いまさら休憩してもしようがないか。公私の保護者負担是正の部分について他にご意見ございますでしょうか。

(教育部長)

今の委員のおっしゃっている部分を踏まえるとですね、教育の場合はよく機会均等という話をするんですが、機会均等の理念からということを入れたら総括できませんかね。

(委員長)

なるほどね。

機会均等の理念から、保護者が子どもに受けさせたいと願う幼児教育を選択できる。

(教育部長)

長くなりますので、機会均等の理念から公私の保護者負担をはじめとするという、

(委員長)

そっちにいつちゃうということですね。どうなのでしょう。

(委員)

機会均等という言葉は、時々我々の考えと違う意味で使われますので、できれば私が提案させていただいたような内容で入れていただきたいと思います。

(教育部長)

今言われた理念は確かに分かるんですけども、仕組みづくりとなると大変なことですよこれ。必要であると言われると相当のことですので。前委員言ってみえましたが、どれだけのものが経費が浮かせるかという話もありますので。当然この保護者の負担是正については非常に私も必要だと思う、思うんですけどもそこまで言い切れないいいんじゃないかなと思いますので。今の話で機会均等の理念からというような形で入れていただいたらどうかなと思うんですが、いかがですかね。

(委員長)

そうなんですかね。本当に理念は分かるんだけども、それを公私の保護者の負担を是正するという事で一気にもっていくとなると、これは一つの首長がおそらく公約に掲げてもなお実施できないというような内容になってしまうのではないかなという気がしまして。どうします、機会均等入れます、それとも。

私自身は理念は分かるんですが、機会均等という言葉も入れないで、このままでもいいのかなという気がするんですけど。この仕組みづくりの文言まで入れるべきでしょうか。

(委員)

この部分についてはお願いしたいと思います。必要であるという言葉が教育部長が警戒されるのであれば、ここの部分を多少柔らかくしてもいいと思いますけれど、基本的な考え方はぜひ入れていただきたいと思います。

(委員)

前回の時もいろんなかたちでお話出たときに、議事録がちゃんとそのような意見もあったという事で、それを削除してどうのこうのじゃなくて、今までのこういうようなご意見もありましたよということが議事録に残されて全て出されるから、このままでいいんじゃないかと私は思いますが。

(委員長)

どうしてもこの仕組みづくりのところを目指してぐらいのことは必要だということになりますかね。

(委員)

そうですね私としてはこだわっているところですので。同じ子どもであるのに公費負担の差によって保育料格差が生じていると、これは非常に問題があるところだと思いますので、基本的な考え方として入れていただきたい。「必要」即その仕組みができるかという部分で、あまりきつい表現だと難しいなということであれば、そこはもしこういう表現ならってということであればいいと思います。基本的に経済的事由に左右されることなく保護者が受けさせたいと願う幼児教育を受けさせる仕組みというのはぜひ入れていただきたいと思います。

(委員)

理念としては確かに本当分かる文ですけれども、保護者負担の是正が今言われるようなかたちで経済力に依らずというような部分になってくると、要するに公立の幼稚園も私立の幼稚園も極端の話保育料を一緒にしますよというところまで仕組みづくりを進めていくという前提のもとならば、預かり保育であるとかバスによる通園とかの条件からしたら公立幼稚園に行く人は極めて少なくなりますよね。だけれども最終的にその理念、その仕組みづくりを進めていくことが必要である、必要であるという言葉はちょっと僕もどうかと思うんですが、そういうことを明記しちゃうと桑名市としては今後再編はするけれど、最終的には幼稚園教育は私立にお任せしていくんだというスタンスと同じになるんですよね。だから、私はその部分は議事録の中でそういう意見はあった、こういう考え方はあるということに留めて、今提案されている中身で含んでいるというふうに考えられますので、それでいいいただきたいなというふうに思います。

(委員長)

実は先ほどちょっと申し上げたように、今委員が言われたように、私が言いたかったのもそういうことなんですよね。基本的に桑名市は金を出すけれども、じゃあ幼稚園教育は全部民間にお願いしますよというかたちになっていくことになりませんかと思うんですよ。それはここで議論している範疇は超えてしまうことじゃないのかなって思っていますね。ですからその意味でいうと全ての人にとって本当その通りなんだけど、これをそのまま公私の保護者負担是正をその再編によってとつても賄えるお金ではないなというふうに思うんですけれどもね。

(委員)

私が試算した中では5園案であれば十分実施できる金額だというふうに思います。それと我々は私立の教育に自信をもっていますので、同じような条件であれば私立に園児が流れるというふうに思っていますけれども、公立の先生は公立の先生で公立の保育に自信をもってみえると思いますので、そこは同じような条件にしていただきたいと思います。当然保護者負担の是正が行われれば、私立の経営に配慮を、私立の経営に配慮をということもあまり必要なくなってきます。基本的な理念は保護者の受けさせたい教育を受けさせられる環境を作ることのでぜひお願いしたいと思います。必ずしも保育料を一緒にしたら、公立がなくなって私立だけになるということはないと思います。この委員会の中では。

(委員長)

という議論を先ほどからずっとやっておるんですけども、これはただあれですか、議事録に留めるのではなくて、本文の方への答申文案への盛り込みというのはどうしてもお考えになりますか。

(委員)

ぜひお願いします。

(委員)

私立さんは3歳からやってみえて、3歳から4・5とあがっていかれる。この前見せていただいたように、2歳の子からも園開放なのか預かりの部分なのかはわかりませんが保育にもやってみえて、そういうような感じできちんと人数というのは確保してみえると思うんですね。その中で、今委員さんが言われたようにそこまで明記しなければいけないのかなっていうのは思います。5園案だったという部分で公費の話がありましたけれど、そうなってくると勝負は保育っていうことになってきますよね。違いはと言いますか、そうなってくると他の条件までも違ってくると思うんですが。でも今回の再編については、私は今まとめていただいたようなところで留めていただくのが一番いいんじゃないかなと思っています。

(委員)

いろんな生活パターンをもってみえるご家庭が自分の望む幼児教育を受けさせたい、それを保障していくには格差是正は必要なことだと思いますが、例えば両親共に働いていて、公立の保育を受けさせたいと望んでみえる方もあると思うんですね。そうすると、やはり預かりとか園数が減ってきたらバスとかが当然ついて出てくると思うんです。それを全く否定して格差是正だけを書くということは、すぐ

く私学さん寄りの答申になるじゃないかなと思うんですけど。

(委員)

私学さん寄りという寄りという言葉が出てくること自体に既に大きな偏見をもっていたらいるんだなと思います。先ほどの保育が勝負ということですが、保育が勝負です。

もう一つは建学の精神の話がありましたけれども、例えば全額の運営資金を市が私立幼稚園の全額の運営資金を市が負担したとしても、建学の精神にもとるということはない。それは確信を持てるところでございます。お金を出すからこれが公立になっちゃいましたということではありません。

それから、恐らく今ここの部分で一体いくら節約されるかも分からないしと教育部長おっしゃる部分ありますけれども、それは必ず節約されるべきお金があるはずですし、ないとおかしいわけです。それはあるという前提でものを考えていかないといけませんし、それはあるかないかわからないからなっているふうに言っていますと、益々節約するつもりがなくて、再編の意味自体が揺らいでくと認識をいたします。

(教育部長)

今のようなかたちでは思っておりませんので、再編については強い意志をもって私どもは踏み込んだというつもりでございます。今一番幼稚園児が少なくなった原因は簡単に言って保育時間です。保育内容については、これはいろいろと疑義があると思いますから、それぞれの園保育園幼稚園が最善を尽くしてやっておられるというのが大前提であると思いますが、保育時間がかなりの決め手になっているということでございますので、今保護者負担の話も出てますが、はっきり申し上げてですね、お金より時間を取ったんだと、時代が。という中で園児が減っているという状況ですので、それになるとやはり保育時間伸ばして、今預かりに対しても相当制限をしながらやっていこうと、しかも就労支援には手を出さないということで縛りをかけたわけでございます。その中での話ですので、この辺の折り合いの付け方を考えていただくと、この間バランスというお話で少しお話させていただいたんですが、その辺はご協力いただきたいと思っております。

(委員)

公私の保護者負担格差の是正が行われれば、ある程度先ほど申し上げたように、私立に配慮してという言葉は少なくなってくるかなと思います。先ほどあがっていたバスとかそういうものについては、基本的には経常費の公費負担格差の問題であって、ここが全て解決されれば当然バスの運営ということも考えていっていいんで

はないのかな、私立と同じように自由度をもってやっていけばいいのかなと思います。まず私が求めているのは保護者負担の格差是正が先で、それは別に反対される理由はないのではないかなと、それぞれ自信をもってやればいいと思います。

(委員長)

文言ベースで言えば、公私の保護者負担の格差是正ということで、今回の削減されたことによって出てきたお金については、就学前教育の振興のために充当してくださいという書き方がしてあるわけですね。それだけでも先ほどの教育部長おっしゃるように、答申文としてはかなり踏み込んだ書き方ではありますよ。ですからそれをもとに議論を今しているわけでありましてけれども。ただ、公私の保護者負担の格差というものはどこを目指していくのかということについて、恐らく委員とそこまでは厳しいんじゃないのかな、要するにそこまでをこの委員会で、理念としては分かるけれども、先ほどからの経済的事情に左右されることなくという話、その1点でここを議論をしていることになるんだろうと思うんです。ですから経常経費の補助であるとか、そういうような話っていうのは、恐らくこの就学前教育の振興のために充てられたいという文言の中に入っているだろうと思うんですよね。それに派生してバスの話とかは一旦全部含んでおいて、この公私保護者の格差是正の前に目指すべき理念をどこまで書くかということをやらずに議論したいと思うんでありますけれど。どうでしょうね。

(委員)

意見じゃないですけど。時間が時間なんで、できれば何とかしていただきたい。明日も園行事があるんで、また戻らないといけませんので。あまりにも長すぎて、できればもう1回やるならやっていただくなりしていただけないでしょうか。ちょっと申し訳ないですが。これだけに費やすわけにはいかないのです。

(教育部長)

この結論が出れば、3はですね。2についてはあれですけど、3についてはみなさんその辺のことは分かってみえると思いますので。この1点だと思います。そうしますと、今委員さんおっしゃっていただいたことは理念は確かに分かると。繰り返しになるかも知れませんが、これはもう先日の公立はなしという話にも行きつきかねませんし、ただ今のところ、この話を理念通りやってしまうと、非常に費用の方でも莫大なものがあると私も思いますし、このところはかなり踏み込んで書いたと評価していただけないかなと思うんですが、いかがですかね。

(委員長)

どうでしょうか。

(委員)

私は別に公立幼稚園をなくせって言うているわけではなくて、保護者の負担の格差を是正してくださいと言っているだけのことなんですね。それによって市民の方が私立を選んで公立がなくなることがあれば、それは仕方ないことであって、保護者負担の是正が行われたから公立が無くなるからというような話はちょっと飛躍しすぎていると思います。

(教育部長)

そうじゃなくて、保護者負担の是正についてということでこういう文言が書かれているということで、これについて私自身も賛成ですし、是非盛り込んでもらおうということで、あえてこういうかたちで充てられたいたいというのも踏み込んで書いてくれているんだろうと思うんです。そこに今ありましたような経済事情に左右されることなく保護者が子どもに受けさせたいと願う幼児教育を選択できる仕組みづくりということまでになるとですね、もう一つ踏み込んだ話で、相当の激変になると思いますので、その辺はちょっと考慮していただけないものかと思うんですが、いかがですか。

(委員長)

いかがでしょうかね。何度も言いますが、この経緯については議事録に載せるといつもその通りにしています。多分この仕組みづくりが必要だなということはかなりみなさんも理解していただいていると思います。ただそれをこの保護者負担の格差是正の目指すところとして、経済的事情に左右されることなくということで行くとこれはかなり大きな話になってしまう、なってしまうと、ここで理念としては分かるけれどもそこまで書けるものではないのではないかという意見がかなり多くの部分を占めていたというふうに気がするんですが。どうでしょう、議事録としては載せておくということでこの文章についてはこの原案のベースで行かせていただくというわけにはいかんでしょうか。いかがでしょうか。

(委員)

いかんですかと言われると、私の意見としてはそういう意見だということですが。非常に大きな金額が動くということですがけれども、再編によって浮いてくる費用の中で十分賄える費用ですので、理念として書くことに何の問題はないと思っています。

(委員長)

ということを意見としていただいたということで。この公私の保護者負担是正については。

(委員)

今委員が仕組みっていうのは本当に一番大事な部分なんですね。つまり方向性を示しますね。ですから例えば就学前教育の振興のために充て、かつ今後その仕組みづくりをなされたいというような、一つの方向性として、桑名市としてその方向性を取りますという意思表示をするその文言はいかがでしょう。

(委員長)

すみません、もう1回お願いします。振興のため充て、

(委員)

振興のため充て、かつその仕組みづくり。

(委員長)

どういう仕組みづくりですか。

(委員)

格差是正に向けての仕組みづくりですね。

(委員長)

その仕組みづくり。

(委員)

をなされたい、なされよう、せよ。

(委員長)

なされたいですか。就学前教育の振興のために充てかつ、その仕組みづくりをなされたいですか。

(委員)

仕組みって言うとそこに発生してくるのは会議であり、話し合いでありだと思いますよね。それなくしては前に進みにくいという状況を鑑みて、仕組みっていう言葉でそこを納めてはいかがかと。

(委員長)

仕組み。まあどうなのでしょう。ここの前段の部分から言えば、削減される経費をどういうふうに就学前教育の振興のために公私問わず使っていくかという時に、それをどこを重点に使うかというその仕組みっていうのは必要なのは確かです、先ほどと似たように仕組みで逃げちゃっているとかなという気がせんでもないですが、必要なのは確かです。

(教育部長)

その仕組みづくりを、

(委員長)

なされたい、してほしい。

(教育部長)

努められたい。

(委員長)

なされたい、仕組みづくりに努められたいということですかね。

(委員)

柔らかく言えば努められたい。

時間も押しているので、柔らかく言えば努められたい。

(委員長)

じゃあそれで行きましょうか。

委員今のようなかたちでよろしいですか。

(委員)

私は保護者が受けさせたい教育を受けさせられるということが一番のポイントですが。

(委員長)

じゃあ公私の保護者負担是正のところについても一応文言の確定はしたということで行きたいと思います。

3番の廃園となった幼稚園の施設の活用について移りたいと思います。これについていかがでしょうか。事務局で説明するんだっけ。

(再編推進室指導主事)

このままです。

(委員長)

このままだそうでありますが、これはじゃあよろしいですかこのままで。

(委員)

すみません時間が来ているところで。これはお願いなんですけど、廃園という言葉は先ほども言いましたように、休園があつて閉園かなつていうふうに思いますし、廃園のイメージが。結果的に同じなのかも知れないですが、せつかく今まで、先ほども言いましたが、園に入園して通っていただいたのに過去の保護者の方になってしまうんですね。閉園という言葉でいかがでしょうか。これはお願いです。

(委員長)

そこはじゃあちょっと検討させてください。今までどういう文言を使っているかということもあるだろうと思うんですね。廃園と休園、閉園は問題ないかなと思いますが、よくあるので交付税の算定のときに休園と廃園では違うので。閉園と廃園は一緒か。休園はあかんよね、休園という言い方は多分できないと思います。

(委員)

休園という言葉は今ありますよね、休園している園もあるんですけど、今の捉え方はあくまでも休園ですので、それはわかります。

(委員長)

ここで言うところは廃園もしくは閉園です。閉園が使えるかどうかは検討させてください。

(委員)

よろしくお願いします。

(委員)

時間がないと言った本人がしゃべりだして済みません。最後にお願いというか思いなんですけど、今回ずっと答申の中身をずっと見てきた中で、基本的に必ずその19年答申がベースでお話が進みました。その中でやはり会議の中でも民営化という話も確かあったと思うんです。ですので、最後の文言の中で民営化であるとか、その部分というのは次に残るようなかたちでどこかに文言を入れておいてほしい

なという気がするんです。でなければ、19年の答申ではこうだった、こうだったと言われて、民営化の話は19年の答申の中にはなかったんですね。であれば今回、民営化の話は別の問題よっていう話になったので、できれば民営化という部分でも最後に今度こういう会議があったときにちゃんと議題に登るようなかたちで文言を入れておいてほしいなと思います。それと、あともう一つ、これ先ほど事務局さん言ってもらったんですが、未来の子どもたちに負担のないようなかたちでやはり考えていってほしいなというふうに。僕は財政的な部分での話なんですけれども、お願いしたいなというのが感想です。

(委員長)

そこでなんです、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、残された課題として民営化の話であるとかを課題としてこの答申の中に入れるとなると、もう1回それを議論しなければいけません。むしろなぜ7月の末にこだわっているのかと言えば、当然のことながら実施計画を早めにちゃんと作ってもらって、それを市民の皆さんに説明をしてもらって、そして最終的に公立幼稚園を24園より減らすんだという方向を早めに地域のみなさんに説明してもらいたいということもあって、来年度の予算に反映させるためには、7月中にはなんとかこの答申をクリアして、そして次のステップに進んでいただきたいということで今日も3時間オーバーをした会議をやっているんでありますけれども、それでもなおかつ民営化というのを最後のテーマとして入れるためにはもう1回議論をしなければいけないと思います。

それもあるので、先ほどのちょっと事前にすでに提案をさせていただいたけれども、いろいろな立場のみなさんがここにいらっしゃって、ご意見もたくさんいただいているわけです。けれどもそれを今日十分ご理解いただいたように、答申としてここに載せていくことはすごく難しく、ほとんどの意見が多分議事録にしか載ってないということになるかと思います。

ですので、ここに載せられなかった意見とか思いというものを委員所感というかたちでお一人おひとりご希望があれば書いていただければと思っています。先ほどもありましたけれども、それを何百字も書いていただくというわけには多分いかないだろうと思います。一人ワンテーマで言うと、そうですね200字300字、300字ぐらいをお願いしたいと思いますが、その中で例えば、先ほども言いましたけれども、今回の議論はそもそも民営化という19年答申にはなかったことを受けてスタートすべきだったかも知れない。けれどこれは今回の議論ではほとんどできなかつたから、今後例えば、桑名市の幼稚園の再編を再度考えることがあると、民営化の議論をしなければいけないというふうに委員から書いていただくという話があってもいいでしょうし、私立と公立の先生の格差の話、あるいは経常費の公費助成というものが今後も絶対必要なんだというお話を書いていただいても

いいでしょうし、あるいはまさに保育所と幼稚園の連携の難しさみたいなことがあるんですよという話があってもいいだろうと思います。それから自治会のみなさんで言うと、本当に再編されることによって、地域でどんなハレーションと言いますかそういうものがこれから起こるのか、そのためにはどういう説明が必要なのかという今回全然審議をしていない、けれども地域の皆さんとして必要な気付かれたことについても書いていただけるといいかというふうに思います。

それらについて、書いていただいて答申自体に付けるということではありませんけれど、いずれ教育長さんに答申するときこんな意見がありましたよということで、お話しして渡すというようなことにしたいというふうに思いますが、これについてはそれでよろしいでしょうか。そこでぜひ民営化の話も書いていただければと思います。よろしいでしょうか。

じゃあ形式なんかも少し考えた部分もありますので、あとで事務局の方で配ってもらうということでもいいのかな。ファイルみたいなもので、メールでもいいのかな。

(委員)

確認だけさせてください。答申の3ページの11園案の長島は長島中部幼稚園で、5園案だと長島中部第二幼稚園になっていますがよろしいでしょうか。

(委員長)

上を前回、長島中部を長島中部第二から変えたことで、5園案の方で長島中部第二っていうことで、長島中部第二で残っているんですか。これはこれでもよろしいでしょうかね。それとも合わせてこれも長島中部に変えた方がいいのかな。

(教育部長)

5園案の場合はですね、その敷地の問題もありますので、一番広いというかそのあたりでは第二幼稚園になります。それから幼保園になるかどうかわかりませんが、保育所に一番近いという立地条件もありますので。

(委員)

今委員が言われたのは、上には3ページの長島ブロックのところは長島中部幼稚園に変わっているんですが、その下のちょうど中央ぐらいに桑名地区、多度地区、長島地区とありますよね。そこに中部第二のままになっているという。それでいいんですか。

(教育部長)

それで11園案を考えると5園案を考えると違うわけです。

(委員)

なるほど、わかりました。

(教育部長)

申し訳ないですけど、今日の資料で変更していただいていると思いますけれども、11園案の場合の立教と長島中部幼稚園が資料の方では直っていますのでちょっと確認を。

(委員長)

前回の議論の中で、立教・長島中部という2つの地域については、それを変更させていただいた。

(再編推進室主幹)

委員長すみません。今日直していただいたところを同時進行で今ちょっと打たせていただいたので、それを配らせていただいてよろしいでしょうか。

(委員長)

これは読み上げる、いいですか。ちょっと大きくは違ってないと思いますが、まだ私もくわしくは読んでいませんので。

そうしますと、この部分を含めてとりあえず委員長一任でいいのかな。

(委員)

お願いします。

(委員長)

いいですか。それは不安。

そうすると、1回最終的な答申案文についてメールで各委員に確認をしてください。ただ遥かに遡る議論での修正というのはさすがにお断りしなければいけないだろうと思います。ただ思い違っていたりというような部分があれば、それは当然修正に応じたいと思いますので。それも27日だけ。

(再編推進室主幹)

27日までをお願いしたいです。

(委員長)

27日までに過去2回の議事録の確認と答申案文の確認、それから所感。すみま

せんが。今週金曜日ですよ。金曜日にはもう一度答申案文の確認と所感の原稿とそれから過去2回の。今日の議事録もできるんだっけ。今日の議事録も明日ぐらいにできるの。

(再編推進室主幹)

あまりにもたくさんですので、所感の方はじっくり考えていただいて、30日でも。できれば午前中ぐらいまでにいただければと思います。

(委員長)

この議事録は。議事録も27だっけ、今日のやつも。今日これから作るんでしょ。しかもいつもの倍あるよ、倍以上あるよ。

(委員)

7月に終えたいのも分かりますけれど、そこまでこだわる必要はないと思うんですよ。

(委員長)

まあまあけれど。

(委員)

すみません、今週一杯ちょっといろいろ行事ごとあってそんな余裕ないです、もう。これだけ会議を詰められてるし、全然動きが取れてないので。できればもう悪いんですが8月ぐらいにはしてほしいです。申し訳ないけど、あまりにも強引すぎて今日も6時ぐらいに帰りたかったですが、帰れませんし、明日も行事あるし、週末も行事があるし、その中で見て全部返せというのは、到底無理があるので、もうちょっと時間を作っていただきたい。

(委員長)

ちょっと検討しましょうか。ただまあ状況は延びたとしても数日の話だろうと思いますし。土日にいろんな用事があるっていうのは多分みなさん一緒の状況だろうというふうに思っております。じゃあ一旦はそれで、所感のペーパーもちょっと検討して送るか。

(委員)

この検討委員会2年半ぐらいですかやっていく中で、最終的には事務局が実施計画を作っていくんだという話がよくございました。今回のこの答申は5園案11園

案を象徴するように非常に幅の広い答申でございますので、くれぐれも事務局は、中立的な立場で実施計画を作っていただくようにお願いします。この範囲の中で収まっていればいいんだということで、一方に偏った案を作らないようにお願いします。以上です。

(委員)

かつホームページによりますと、現在、幼保において両免もちを9名募集中です。再編委員会を実施してこれから人数を減らしていこうということですので、また今年も9名募集というところはみなさんの耳に入れておきながら今教育委員会としてどんな気持ちでおられるのかというところをまたこれも極めて信用ならない部分として認識するところです。

(委員長)

会議録の最後がそれじゃあちよっとしんどいなと思うんでありますが。

(教育部長)

今ご指摘もありますけれども、当然保育士と両免もちでやっておりますので福祉の方と連携しての考えでもございますし、また退職者数のことも十分考えてのことでございますのでよろしくお願いします。

(委員長)

じゃあ一応以上ということで。またいろんなことをお願いすることと思いますが、とりあえず一同顔合せてということについては今回で終わりにしたいと思いません。どうもご苦労様でした。

19時40分終了

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

委員長